全 員 協 議 会

令和2年9月29日(火) 本会議終了後 議場

[出席議員]

川神議長、佐々木副議長

三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串﨑議員、小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、永見議員、道下議員、田畑議員、西田議員、澁谷議員、西村議員、牛尾議員

〔執行部〕

市 長、副市長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、三隅自治区長、教育長、総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、産業経済部長、弥栄支所長、教育部長

[事務局]

局長、次長、議事係長

議題

- 1 執行部報告事項
 - (1) 浜田市国土強靭化地域計画の策定について (地域政策部)
 - (2) 浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会検討結果 (地域政策部)報告書について
 - (3) 山陰浜田港公設市場の開設までのスケジュールについて (産業経済部)
 - (4) 弥栄サービスステーションの支援の状況について (弥栄支所)
 - (5) 歴史文化保存展示施設専門検討委員会の検討状況について (教育委員会)
 - (6) その他
 - ア 令和2年国勢調査に係る「かたり調査」の発生について (総務部)
 - イ 浜田市における新型コロナウイルス感染症患者の発生について (健康福祉部)
- 2 陳情審査結果について
- 3 その他
 - (1) 議案における各自の表決結果の記載について (配信先) 議案等資料→令和2年9月定例会議→表決結果
 - (2) 全員協議会室等のエアコン設置工事日程について
 - (3) 島根県市議会議長会主催 議員研修会について (WEB研修) 10月22日(木) 午後1時30分~3時30分 議場にて
 - (4) 個人一般質問・会派代表質問通告書の公開について
 - (5) その他

浜田市国土強靭化地域計画の策定について

(政策企画課)

計画の概要

(1) 背景

平成23年の東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしな やかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基 本法」が公布され、平成26年6月に「国土強靭化基本計画」が閣議決定さ れた。

国土強靭化計画とは、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定される「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、脆弱性評価に基づき、今後の取組方針をまとめたものであり、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、各自治体における早期の計画策定が求められている。

(2) 国による策定促進

現在、国土強靭化の取組を一層促進させるため、補助金·交付金に対し、 以下の措置がされることとなっている。

【対象】地方公共団体等が実施する国土強靭化に関する補助金・交付金事業 【措置】 (令和3年度の想定)

要件化・・計画に基づき実施される取組又は明記された事業であること を交付要件とする「要件化」を検討

重点化・・計画に明記された事業に対して「重点配分」「優先採択」等

配 慮・・計画に基づき実施される取組に対して「一定程度配慮」

(3) 県内の策定状況…令和2年8月1日現在

策定済み 松江市他8市町

策定中 浜田市他9市町村(令和2年9月中には策定済となる予定)

浜田市国土強靱化地域計画

令和2年9月 島根県 浜田市

目 次

		基本的考え方									3
	1	計画策定の趣旨	2	計画の位置づ	it 3	計画期間	亅	4 1	計画の推	進	
	5	基本目標と事前	に備え	るべき目標							
		(1) 基本目標(4 項目))							
		(2) 基本目標を	達成す	るための事前に	備える	べき目標	(8 項	∄)			
	6	国土強靱化に取	り組む	にあたっての基	本的な	方針					
第:	2	地域特性								. 4 ~	7
	1	地形・地質	2	気象	3 .	人口	4	道路			
	5	公共交通	6	港湾・漁港	7 -	その他					
第:	3	災害の想定								. 8 ~	9
	1	風水害	2	地震	3 ;	津波	4	雪害			
	_	脆弱性評価								10 ~	11
第4	4										
第	4 1										
第4		脆弱性評価の実	施		定						
第 '	1	脆弱性評価の実 「起きてはなら	施 ない最		定						
第 ⁴	1 2	脆弱性評価の実 「起きてはなら	施 ない最		战定						
第一第二	1 2 3	脆弱性評価の実 「起きてはなら	施 ない最 果	悪の事態」の設						12 ~ :	29
	1 2 3	脆弱性評価の実 「起きてはなら 脆弱性評価の結 施策分野と推進力	施 ない最 果 ī針	悪の事態」の設							29 12
	1 2 3	脆弱性評価の実 「起きてはなら 脆弱性評価の結 施策分野と推進力 施策分野の設定	施 ない最 果 5針	悪の事態」の設							
	1 2 3 5	脆弱性評価の実 「起きてはなら 脆弱性評価の結 施策分野と推進力 施策分野の設定 施策分野ごとの	施 な 果 f針 進 方	悪の事態」の設							12
	1 2 3 5 1 2	脆弱性評価の実 「起きてはなら 脆弱性評価の結 施策分野と推進力 施策分野の設定 施策分野ごとの	施 ない最 5針 方	悪の事態」の認 針							12 13
	1 2 3 5 1 2	脆弱性評価の実 「起きてはなら 脆弱性評価の結 施策分野と推進力 施策分野の設定 施策分野ごとの (1) 行政機能	施な果 3針 推 土地 最 かんかん おんかん おんしょう かんしゅう	悪の事態」の認							12 13 13
	1 2 3 5 1 2	脆弱性評価の実 「起きてはなら 脆弱性評価の結 施策分野と推進力 施策分野の設定 施策分野ごとの (1) 行政機能 (2) 住宅・都市	施 な 果 針 推 土祉 、最 ・・・ 方 ・ . 利教	悪の事態」の影 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							12 13 13 15
	1 2 3 5 1 2	脆弱性評価の実 「起きてはなら 脆弱性評価の結 施策分野と推進力 施策分野の設定 施策分野ごとの (1) 行政機能 (2) 住宅・都市 (3) 保健医療・福	施な果の針の進い地、イー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	悪の事態」の影 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							12 13 13 15 17
	1 2 3 5 1 2	脆弱性評価の実 「起きてはなら 脆弱性評価の結 施策分野と推進力 施策分野の設と 施策分野ごとの (1) 行政機能 (2) 住宅・療 (3) 保健医 (4) エネルギー、	施な果の女性・土祉ラ報いのは、おいまり、生い地、イ伝いるのでは、大い利教フ達	悪の事態」の影 針 用 育 							12 13 13 15 17 20
	1 2 3 5 1 2	脆弱性評価の実 「起きてはなら 脆弱性評価の結 施策分野と推進力 施策分野ので (1) 行野でで (2) 住宅・ (3) 保健医療・ (4) エネル通信、 (5) 情報通信、情	施な果のが推っ土祉ラ報いいのは、おいいのでは、地の人では、地の人では、一人をは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	悪の事態」の影 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							12 13 15 17 20 21
	1 2 3 5 1 2	脆弱性評価の実 「起きで評価の結 を発力野と推進力 施策分野と推進力 施策分野野のごとの (1) 住宅との (2) 保健をのい (2) 保健を形でで (3) 保健ので (4) エネーに (5) 情報 (6) 交通	施な果の針の進い地、イ伝いよりをはいった。一角をはいった。一種のでは、一種のでは、一種をは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、	悪の事態」の影 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							12 13 15 17 20 21
	1 2 3 5 1 2	脆弱性評価のなの ・ 大きな では	施な果の針:推:土祉ラ報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	悪の事態」の影 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							12 13 15 17 20 21 21
	1 2 3 5 1 2	脆弱性 が で で で で で で で で で で で で で で で で で で	施な果の針の進い地、イ伝のいいのは、おいまでは、地、イ伝のいいのでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、一種のでは、	悪の事態」の影 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							12 13 15 17 20 21 23 24

第1 基本的考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、これまで幾度となく豪雨災害に見舞われており、昭和の時代には 4 度(S33 年、S47 年、S58 年、S63 年)、平成の時代には 2 度(H25 年、H29 年)にわたって甚大な被害を受けた。

また、平成23年に発生した東日本大震災をはじめ、近年は、全国各地でこれまでに経験したことのない災害が発生しており、まさに災害の脅威に直面し続けなければならない事態となっている。

このことから、本市では「第2次浜田市総合振興計画」の施策大綱に「災害に強いまちづくりの推進」を掲げ、過去の災害を教訓に防災対策を進めつつ、各種施策に取り組んでいる。

今後、更なる災害が発生した場合に、行政と市民が結束して対応し、生命・財産が 守られるよう事前の備えを進めるとともに、持続可能で強靱な地域づくりを進めるた めに「浜田市国土強靱化地域計画」(以下、「本計画」という。)を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」(以下、「国土強靱化基本法」という。)第13条に基づき策定する計画であり、「国土強靱化基本計画」や「島根県国土強靱化計画」と調和するとともに、「第2次浜田市総合振興計画」と整合を図りつつ、「浜田市地域防災計画」をはじめとする本市各種計画の指針となるものである。

3 計画期間

本計画の推進期間は、令和2年度から令和7年度までの概ね6年間とする。ただし、施策の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すこととする。

4 計画の推進

第2次浜田市総合振興計画や浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等、市の他計画との連携を図るとともに、国・県の強靱化計画と調和をとり、PDCAサイクルによる評価・検証を繰り返しながら計画を推進する。

また、庁内横断的な体制のもと、施策の着実な推進を図るものとする。

5 基本目標と事前に備えるべき目標

(1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

(2) 基本目標を達成するための事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針

(1) 国土強靭化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ
- ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を 強化する

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策(防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等)とソフト対策(訓練、防災教育等)を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する
- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町村、民間が適切に連携及び役割分担し、強靱化に資する適切な対策を講ずる
- ③ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

(3) 効率的な施策の推進

- ① 人口減少等による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる
- ② 既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮した施策を講ずる
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

第2 地域特性

1 地形・地質

(1) 地形

本市は、島根県西部の日本海を望む位置にあり、東は江津市と邑南町、西は益田市、南は広島県に隣接している。

市の大部分は、丘陵地や山地で、中国山地が日本海まで迫っており、また、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然環境と天然の良港をもたらしている。

市には、下府川、浜田川、周布川、三隅川等の主要河川が流れており、水質源に恵まれ、河川の下流域には平地を形成して市街地や農地が展開されている。全体として、まとまった平地は少ないが、豊かな自然を有し、多面的機能をもつ中山間地域に恵まれ、国土及び環境の保全や地下水の涵養等に大きな役割を果たしている。

総面積は 690.68 km²と、島根県内で2番目の広さを有し、島根県の総面積6,708.27 km²の10.3%を占めている。

(2) 地質

本市における表層付近の地質は、古生代(1億9000万年より前)から第四紀(200万年前から現在まで)の堆積物で構成されており、その分布は島根県地質図に示すとおりである。

特色として市の北東部から南西部にかけて帯状に古生代の変成岩類が分布し、この古生代層を東西に分断するように、中生代の火山岩類や深成岩類、新第三紀の火山岩類が分布している。

また、本市の浜田川の北東部には、新第三紀中新世から鮮新世に堆積した唐鐘累層や都野津累層(礫・砂・泥)が分布し、丘陵地を構成している。

このように、市の大半は古生代及び中生代、新第三紀の堆積物で構成され、第四紀の堆積物は、長浜町の南部で確認される、霞石玄武岩や国分寺層と呼ばれる古砂丘堆積物、完新世(1万年前~現在に形成された地層)の堆積物で構成されている。

これらの堆積物は、海岸部付近や下府川、浜田川、周布川に沿って分布しているが、特に軟弱な完新世堆積物は、海岸に近い谷底平野や海岸平野で確認され、その地層構成は20から30m程度の泥層の上に液状化しやすい砂を載せている。

国分町や久代町の海岸付近には砂丘が発達し、粒径が均一な砂で構成されている。このように、本市の大半は新第三紀よりも古い堆積物で構成されている。

このため、降雨雪などの影響を受けやすく、たえず風化浸食作用が起こっており、 崩壊しやすい急傾斜地をつくる山地と、保水力の極めて乏しい土地に、風水害が起 こりやすい地理的条件下にあるといえる。 本市の地質構造は、1872年の浜田地震(M7.1)の際には、畳ヶ浦付近の海岸(波食棚)が広く隆起するなどの地殻変動が見られたことから、この沖合に活断層が分布するとも考えられている。隆起地域は、長浜町海岸部〜黒川町〜国分町にかけての地域で、黒川町と長沢町にかけ引いた線より北西側は、沈降している。

2 気象

本市の気候は、対馬暖流の影響で比較的温暖であり、冬季の積雪は、中山間地域を除き少なく、自然環境や居住条件に恵まれた地域である。

■平均値(年・月ごとの値)

■平均値(年・月ごとの値)								
要素	降水量 (mm)		気温 (℃)	風向・風速(m/s)				
	合計	平均	最高	最低	平均	最多風向		
統計期間	1981	1981	1981	1981	1981	1990		
//уц р (//у] [н]	~2010年	~2010年	~2010年	~2010年	~2010年	~2010年		
資料年数	30	30	30	30	30	21		
1月	101.3	6.0	9.2	2.8	4.7	西		
2 月	85. 1	6. 2	9.9	2.6	4.4	東北東		
3 月	122. 4	8. 7	12.9	4.3	4.1	東北東		
4 月	116.5	13. 3	17.8	8.7	3.8	東北東		
5 月	144.9	17. 4	21.8	13. 1	3. 2	東北東		
6 月	197. 3	21.1	25.0	17. 7	2.9	東北東		
7 月	276. 5	25. 2	28.6	22. 3	3. 2	南西		
8 月	122. 7	26. 5	30.4	23. 2	2.9	東北東		
9 月	180.8	22.6	26.6	19.1	3. 1	東北東		
10 月	103.0	17. 4	21.9	13. 3	3. 4	東北東		
11 月	109.0	12.8	17.0	8.9	3.9	東北東		
12 月	104.4	8.6	12.0	5. 2	4.7	西		
年	1663.8	15. 5	19.4	11.8	3. 7	東北東		

(松江地方気象台 浜田気象観測所)

3 人口

本市の人口は、過去 2 回の国勢調査結果の推移では減少傾向にあり、人口分布においては、旧浜田市に集中している。

高齢化率においては、各自治区とも全国有数の高齢化の進んだ島根県の高齢化率を 上回っており、特に中山間地域における高齢者への配慮が必要となる。

	H27 年国勢	調査結果	H22 年国勢	調査結果		増減	
自治区	人口	世帯数	人口	世帯数	人口増減	増減率	世帯増減
	(人)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	(%)	(世帯)
浜 田	41,777	18, 399	43,905	18,584	▲ 2,128	▲ 4.8	▲ 185
金城	4, 426	1,641	4,622	1,704	▲ 196	▲ 4.2	▲ 63
旭	4, 243	1, 215	4,888	1, 314	▲ 645	▲ 13.2	▲ 99
弥 栄	1,343	531	1,494	591	▲ 151	▲ 10.1	▲ 60
三隅	6,316	2, 712	6,804	2, 779	▲ 488	▲ 7.2	▲ 67
合 計	58,105	24, 498	61,713	24, 972	▲ 3,608	▲ 5.8	▲ 474

(資料:国勢調査)

4 道路

本市の道路網は、東西には国道 9 号が走り、南北には浜田自動車道、国道 186 号、主要地方道、一般県道が走っており、更には国道と県道を補完した生活の支えとなる市道によって構成されている。

これらの道路網は、災害時における避難及び救援物資の輸送等で大きな役割を果たすものである。

5 公共交通(鉄道、バス路線等)

本市の公共交通は、東西に JR 山陰本線が貫いており、8 つの駅(久代、下府、浜田、西浜田、周布、折居、三保三隅、岡見)がある。このうち、浜田駅と三保三隅駅は特急列車の停車駅であり、広域の東西公共交通の拠点ともなっている。

バスは、民間バス事業者による路線バスと市営バスが運行されており、JR 浜田駅を中心として、地域の生活拠点を結ぶ市内路線と、江津市・益田市への東西を結ぶ路線、更には広島・大阪方面を結ぶ路線が運行されている。

また、路線バスや市営バスがカバーできない地域には、予約型乗合タクシーを導入

するなど、公共交通の移動手段の確保に努めている。

6 港湾·漁港

本市には重要港湾の浜田港と三隅港がある。さらに特定第 3 種漁港の浜田漁港と第 2 種が 2 港、第 1 種が 5 港ある。

これらの施設は、各種災害時には輸送手段等において期待されるものと考えられる。

7 その他

(1) 火力発電所

浜田市三隅町には、中国電力三隅発電所が立地している。

(2) ダム

市内には7基のダムが立地し、治水と発電に重要な役割を果たしている。 特に水害時の洪水調整機能をはじめ、あらゆる災害において重要な施設であることから、関係機関において情報を共有する必要がある。

浜田川 … 浜田ダム、第二浜田ダム

周布川 … 周布川ダム、大長見ダム、長見ダム

三隅川 … 木都賀ダム、御部ダム

第3 災害の想定

本計画では、本市の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会 的条件及び過去の災害発生状況を考慮し、以下の大規模自然災害を想定する。

1 風水害

次の昭和58年7月の山陰豪雨と、平成3年9月の台風19号を想定災害とする。

想定災害	山陰豪雨	台風 19 号
	(昭和 58 年 7 月 20 日~23 日)	(平成3年9月27日~28日)
気象概況	○時間最大雨量	○最大瞬間風速・風向
	91.0 mm (浜田) 23日1時40分	56.5m/s (松江) WSW
	○日最大雨量	○最大風速・風向
	331.5 mm (浜田) 23 日	28.5m/s (松江) W
	○総降水量の最大値	○総降水量の最大値
	521.5 mm (浜田)	43.0 mm (西郷)
	19日21時20分から	
	23 日 15 時 20 分まで	

2 地震

島根県地震・津波被害想定調査報告書に基づき、浜田市で最も大きな影響を及ぼすとされる「弥栄断層を震源とする地震」を想定災害とする。この地震では、マグニチュード 7.6、震度 6 強、浜田市街地を中心に液状化被害が予測される。



3 津波

島根県が公表した津波浸水想定及び島根県地震・津波被害想定調査報告書に基づき、浜田市に影響のある3つの海域地震を対象として以下のとおり想定する。

想定地震名	地震の規模 (MJ)	津波到達 代表地点	津波最高 水位(m)	最大波 到達時間 (分)
青森県西方沖合(F24)断層 地震	8.4	折居漁港	1.87	255
島根県西方沖合(F57)断層 地震	8.2	折居漁港	4.85	40
浜田市沖合断層地震	7. 3	浜田港	1.68	15

4 雪害

昭和38年豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪雹のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

〔昭和38年豪雪の状況〕

昭和38年豪雪では、昭和37年12月30日から翌年2月6日までの39日間にわたり降雪が続き、記録的な豪雪となった。

島根県内の被害状況は次のとおり。

・人的被害	死者 33 人、負傷者 53 人
・住家被害	全壊 204 棟、半壊 455 棟、一部損壊 1,094 棟
・非住家被害	全壊 555 棟、半壊 433 棟
・罹災者	2,237人(577 世帯)

第4 脆弱性評価

1 脆弱性評価の実施

現行の浜田市地域防災計画における予防計画を踏まえ、その他、国土強靱化に資する施策を含めて対象施策を洗い出し、次に示す「起きてはならない最悪の事態」 (リスクシナリオ)ごとに脆弱性の評価を行った。

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ) は、「事前に備えるべき目標」 ごとに検討し、次のとおり 31 項目を設定した。

■起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標	: 番号	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ。	ĵ 1−1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数 が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災に よる多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死 傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ		被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・ エネルギー供給の停止
るとともに、被災者等の健康・避難生活		多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
環境を確実に確保 する。	2 3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動 等の絶対的不足
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、 エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者 の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政 機能は確保する。		行政機能の機能不全
4 必要不可欠な情報 通信機能・情報サー		防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
ビスは確保する。	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必 要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・ 伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5	経済活動を機能不 全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェ ーンの維持への甚大な影響
		5-3	海上輸送の機能停止による海外貿易への甚大な影響
6	6 ライフライン、燃料 供給関連施設、交通		電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	ネットワーク等の被害を最小限に留	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	めるとともに、早期 に復旧させる。	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災 害・二次災害を発生	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	させない。	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴 う陥没による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の 流出による多数の死傷者の発生
		7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
8	社会・経済が迅速か つ従前より強靱な	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が 大幅に遅れる事態
	姿で復興できる条件を整備する。	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精 通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等に より復興できなくなる事態
		8-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進 まず復興が大幅に遅れる事態

3 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価」については、別紙 (30 頁以降) に示すとおりで、これを踏まえて推進方針を「第 5 施策分野と推進方針」において示すこととする。

なお、その推進方針に基づいて本計画の推進期間中(令和2年度から令和7年度 まで)に実施する事業の一覧は別に示すこととし、その内容は浜田市中期財政計画 を踏まえて見直すこととする。

第5 施策分野と推進方針

1 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を回避するため、次のとおり施 策分野を設定した。

■施策分野

	(1)-1	防災活動体制の強化
(1) 行政機能	(1)-2	消防、救急救助体制の整備、火災予防
(1) 1] 政 (成 化	(1)-3	行政機能の維持
	(1)-4	防災施設等の整備、建築物の災害予防
	(2)-1	建築物の災害予防
(2) 住宅・都市・土地利用	(2)-2	応急仮設住宅、危険度判定
(2) 住七、御川、工地利用	(2)-3	都市づくり・土地利用
	(2)-4	危険物施設の安全化
	(3)-1	保健・医療救護体制の強化
(3) 保健医療・福祉、教育	(3)-2	要配慮者等の対策
	(3)-3	災害予防
(4) エネルギー、ライフライン	(4)-1	エネルギー対策
(4) ************************************	(4)-2	ライフライン施設の安全化
(5) 情報通信、情報伝達	(5)-1	情報伝達体制の整備
(6) 交通・物流	(6)-1	交通施設の安全化、輸送路の整備等
(0) 交通・初加	(6)-2	物資調達、輸送体制の整備
	(7)-1	企業における防災対策等
(7) 経済産業	(7)-2	帰宅困難者対策
	(7)-3	農林水産基盤の強化
(8) 国土保全	(8)-1	河川、海岸の災害防止
(8) 国土保全	(8)-2	土砂災害等の災害防止
(9) 環境	(9)-1	生活環境に関する施設等の安全化
(10)横断的分野	(10)-1	防災組織等の活動環境の整備
(避難訓練・防災組織・ 防災教育)	(10)-2	防災教育、人材育成
(11) 横断的分野(老朽化対策)		

2 施策分野ごとの推進方針

「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)ごとの脆弱性評価を踏まえ、施 策分野ごとの推進方針を次のとおりとする。

(1) 行政機能

(1)-1 防災活動体制の強化					
推進方針	担当課				
○避難所の確保、環境整備	防災安全課				
・地域住民に災害種類における地域の危険性を把握してもらうこと					
に努め、災害種類全てに避難可能な避難所の整備を検討する。					
○備蓄物資の充実、受援拠点の整備	防災安全課				
・あらゆる状況に対応できるよう十分な備蓄物資の整備に努める。					
また、これらの物資を管理し、かつ、国や他自治体等からのプッ					
シュ型支援物資の受領及び配送拠点となる備蓄倉庫の整備を検討					
する。					
○避難所のエネルギー確保	防災安全課				
・避難所の多くを学校の体育館としているため、冷暖房機器の整備					
や教室の利用など、有事の際の対応を検討するとともに、非常用					
発電機等のレンタルが可能な団体との協定を進める。					

(1)-2 消防、救急救助体制の整備、火災予防				
推進方針	担当課			
○災害用臨時ヘリポートの選定、整備	防災安全課			
・臨時ヘリポートの有効性を検討し、ヘリポートを含む防災総合拠	生涯学習課			
点の整備と活用できる体制づくりを進める。				
・公民館のグラウンドに、夜間でも離着陸できる機器の整備やアス				
ファルト整備等を検討する。				
○出火防止	予防課			
・大規模災害時における火災の発生や延焼拡大を防止するため、通				
電火災等の啓発活動や消防訓練を行う。また住宅用火災警報器や				
消火器等の設置を促す。				
○消防施設等の充実強化	警防課			
・消防力の充実を図るため、必要な施設等の整備を推進する。				
○消防車両等の充実強化	警防課			
・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応するため、必要な消防				
車両や資機材の整備を推進する。				

○消防水利の充実強化	警防課
・消火栓や防火水槽の適切な維持管理や整備を推進し、更なる充足	
率の向上に努める。	
○消防団施設、車両等の充実強化	警防課
・地域防災力の充実を図るため、各消防団と緊密に連携し、必要な	
施設や車両等の整備を推進する。	
○消防・防災ヘリポートの整備	警防課
・施設の維持を図るとともに、外部からの支援に対応できる 24 時	
間使用可能なヘリ接地帯の整備を検討する。	
○まちかど救急ステーションの充実強化	警防課
・まちかど救急ステーションの充実を図り、質を維持し、事業を継	
続する。	
○高機能消防指令センターの維持管理及び整備	通信指令課
・令和6年の施設更新及びそれに向けた定期点検や必要な部品の交	
換等を実施する。	
○通信施設代替ルートの確保	通信指令課
・消防本部以外にも緊急通報回線を整備して冗長性を持たせ、消防	
本部が被災した場合においても緊急通信を可能にする。	

(1)-3 行政機能の維持	
推進方針	担当課
○重要データの遠隔バックアップ	総務課
・災害時に業務システムの重要データの消失を防止し、行政機能の	
早期復旧を図るため、バックアップ用のデータを遠隔地に保存す	
る対策を推進する。	
○ICT 部門における業務継続計画(ICT-BCP)の策定と運用	総務課
・大規模災害時においても業務を継続することができるよう、各シ	
ステムの業務継続計画の策定を推進し、業務継続に必要な体制を	
整備する。	
○業務システムのサービス利用	総務課
・大規模災害時においても各業務システムを継続稼働させ、データ	
消失を防止できるよう、災害に影響を受けないサービス利用や基	
盤の整備を推進する。	
○行政ネットワーク等の整備	総務課
・大規模災害時においても行政ネットワークが使用できるようにす	
るため、通信回線やネットワークの二重化等の対策を推進する。	
○業務継続性の確保	防災安全課
・実際の災害時を想定し、より有効な業務継続計画(BCP)の見直	
しを進める。また、BCP 拠点の整備を進める。	

(1)-4 防災施設等の整備、建築物の災害予防	
推進方針	担当課
○本庁舎及び支所庁舎の災害予防、耐震性の確保等	行財政改革推進課
・災害予防、バリアフリー化等を検討する。	各支所防災自治課
○公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保等	各施設所管課
・適宜、公共施設の災害予防、耐震性の確保等を推進する。	
○公共施設の適正化	行財政改革推進課
・公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正な配置を推進す	各施設所管課
る。	
○消防施設等の充実強化【再掲】	警防課
・消防力の充実を図るため、必要な施設等の整備を推進する。	
○消防車両等の充実強化【再掲】	警防課
・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応するため、必要な消防	
車両や資機材の整備を推進する。	
○消防水利の充実強化【再掲】	警防課
・消火栓や防火水槽の適切な維持管理や整備を推進し、更なる充足	
率の向上に努める。	
○消防団施設、車両等の充実強化【再掲】	警防課
・地域防災力の充実を図るため、各消防団と緊密に連携し、必要な	
施設や車両等の整備を推進する。	
○高機能消防指令センターの維持管理及び整備【再掲】	通信指令課
・令和6年の施設更新及びそれに向けた定期点検や必要な部品の交	
換等を実施する。	
○通信施設代替ルートの確保【再掲】	通信指令課
・消防本部以外にも緊急通報回線を整備して冗長性を持たせ、消防	
本部が被災した場合においても緊急通信を可能にする。	

(2) 住宅・都市・土地利用

(2)-1 建築物の災害予防	
推進方針	担当課
○造成地の地震被害予防対策	建設企画課
・大規模盛土造成地マップや現地調査の結果を公表することによ	
り、宅地所有者等の自主的な災害予防の取組を促進する。	
○宅地裏の自然災害防止対策	建設整備課
・国県事業の採択にならない自然災害の危険箇所について対策を講	
じ、災害リスクの軽減を図る。	

T
維持管理課
維持管理課
建築住宅課
建築住宅課
建築住宅課

(2)-2 応急仮設住宅、危険度判定	
推進方針	担当課
○罹災証明書の発行体制の確保	防災安全課
・家屋調査を実施するスキルを持つ職員の確保・育成に努めるとと	
もに、他自治体等との協力体制の構築を図る。	
○応急仮設住宅の供給	建築住宅課
・避難者の被災状況を踏まえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に供	
給する。	
○被災宅地等の危険度判定の実施	維持管理課
・被災した宅地や建築物の危険度判定を円滑に行うため、県や関係	建築住宅課
機関との連携体制を維持する。	

(2)-3 都市づくり・土地利用	
推進方針	担当課
○大規模災害を考慮した都市づくり	建設企画課
・防災都市づくりを推進するため、都市計画マスタープランの見直	
しを行う。	

○土地利用の適正化	建設企画課
・都市計画法に基づいた適正かつ安全な土地利用について、市民へ	
の誘導規制を促進する。	
○避難路となる道路の充実	建設整備課
・避難路となる道路の改良を行う。	
○残土処理場の確保	建設整備課
・常設の残土処理場を確保するとともに、工事間流用を促進する。	
○公園等防災空間の確保	維持管理課
・災害時の避難場所を確保するため、都市公園等の計画的な配置、	
耐震化・バリアフリー化、公園施設長寿命化計画に基づく適切な	
維持管理を行う。	
○地籍調査事業の推進	地籍調査課
・迅速な復旧・復興を図るために、地籍調査事業を推進する。	

(2)-4 危険物施設の安全化	
推進方針	担当課
○消防法に定める危険物施設の予防対策	予防課
・各事業者に計画的な保安教育や訓練の実施を促し、災害対応の強	
化を図るとともに、消防法に基づく定期点検、立入検査等により	
危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。	
○火薬類施設の予防対策	予防課
・各事業者に計画的な保安教育や訓練の実施を促し、災害対応の強	
化を図るとともに、火薬類取締法に基づく立入検査等により火薬	
類申請事業所の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進す	
る。	

(3) 保健医療・福祉、教育

(3)-1 保健・医療救護体制の強化	
推進方針	担当課
○市民等への啓発	防災安全課
・円滑な医療体制を確保するため、平時からの備えを行い、また、	健康医療対策課
適切な受診行動が取れるよう、災害時の医療救護所や診療所、救	
急病院の役割について啓発を行う。さらに、透析患者や医療機器	
使用者等に対して、本人やその家族が災害への備えを行うよう、	
関係医療機関と連携した啓発を行う。	

○災害時医療体制の確保 (人材関係)	健康医療対策課
・医療に携わる人材の育成に努める。	
・大規模災害時における医療体制の確保のため、災害派遣医療チー	
ム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管	
理支援チーム (DHEAT)、災害時小児周産期リエゾンを円滑に受け	
入れられるよう関係機関と連携を図る。	
○医薬品等の準備	健康医療対策課
・救護に必要となる医薬品、医療用資機材の備蓄を確保するととも	
に、供給に関する協定を締結するなど、医薬品等の手配準備を進	
める。	
○避難所における感染予防	健康医療対策課
・予防接種による感染予防が可能な疫病については、引き続き、予	
防接種法に基づく感染予防を図る。	
・集団感染のおそれのある疫病について、日頃から知識と予防の啓	
発を図る。また、感染予防や健康管理等のために必要な機材、消	
耗品等の確保に努める。	
○被災者の健康管理	健康医療対策課
・日頃からの健康管理(かかりつけ医による健康管理、薬の管理	
等)や心の健康管理に努める普及啓発を行う。	
・平時から関係機関と連携し、高齢者や障がい者等の被災時の健康	
管理体制を構築する。	
・災害時に保健師等の支援の受入れができるよう、関係機関と連携	
しておく。	
○妊婦や乳児とその同居家族を優先して受け入れる避難所の確保	防災安全課
・令和4年度供用開始予定の子育て世代包括支援センターを妊婦や	子育て支援課
乳児とその同居家族を優先して受け入れる避難所として指定す	
る。	

(3)-2 要配慮者等の対策	
推進方針	担当課
○避難行動要支援者等支援体制の構築	防災安全課
・民生委員、児童委員、自主防災組織等と十分に連携し、要支援者	地域福祉課
に対する支援の充実を図る。	
○要配慮者利用施設の避難確保計画の検証	防災安全課
・避難確保計画が災害時に有効に働く内容であるか、施設ごとに検	
証を進めるよう支援する。	

(3)-3 災害予防	
推進方針	担当課
○社会福祉施設の耐震性の確保	地域福祉課
・社会福祉施設について、耐震化の促進を図る。	
○社会福祉施設の災害予防・避難計画の策定	地域福祉課
・様々な災害を想定した訓練の実施について、指導・要請を行う。	
○幼稚園の災害予防・避難計画の策定	子育て支援課
・様々な災害を想定した訓練の実施について、指導・要請を行う。	
○学校の耐震性の確保と老朽化対策	教育総務課
・平成 30 年度に策定した学校施設長寿命化計画や、今後策定する	
学校統合計画を踏まえ、必要に応じて大規模改修を行う。	
○学校における災害対応	学校教育課
・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確	
保するため、非常用電源や備蓄食料の確保などの体制整備を推進	
する。	
○公民館、図書館、体育館の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策	生涯学習課
・公民館、図書館、体育館の長寿命化計画を策定し、災害予防、耐	
震化、老朽化対策等を推進する。	
○社会教育における防災教育の推進	生涯学習課
・小中学校と地域との連携を図り、計画的に防災教育を行うこと	
で、地域も子どもも防災意識を高める。	
・地域の防災訓練を含めた各種イベント行事において子どもとの関	
わりをもって顔見知りになり、地域の防災力を上げる。	
○美術館、文化会館、資料館等の文化施設の災害予防、耐震性の確	文化振興課
保、老朽化対策	
・各施設の長寿命化計画を策定し、災害予防、耐震化、老朽化対策	
等を推進し、必要に応じて大規模改修を行う。	
○文化財に関する災害予防	文化振興課
・所有者及び関係機関と連携し、文化財の現状把握に努める。	
また、将来的に市全体の文化財保存活用地域計画を策定し、文化	
財の保存方針を検討する。	

(4) エネルギー、ライフライン

(4)-1 エネルギー対策	
推進方針	担当課
○避難所のエネルギー確保【再掲】	防災安全課
・避難所の多くを学校の体育館としているため、冷暖房機器の整備	
や教室の利用など、有事の際の対応を検討するとともに、非常用	
発電機等のレンタルが可能な団体との協定を進める。	
○災害時医療体制の確保 (エネルギー関係)	健康医療対策課
・災害拠点病院等における自家発電設備や蓄電池等の非常用電源の	
導入を促進する。	
○無電柱化の推進	建設企画課
・国道9号等の緊急輸送道路の無電柱化を推進する。	
○公民館、体育館の避難所の整備	生涯学習課
・公民館、体育館の冷暖房設備についてエネルギーに関する補助金	
等を活用し、計画的な整備を図る。トイレ他施設のバリアフリー	
については、社会教育施設長寿命化計画を策定して対応する。	

(4)-2 ライフライン施設の安全化	
推進方針	担当課
○水道施設の安全化	工務課
・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、耐震化・更新	
計画(アセットマネジメント)による施設の更新を行う。	
・災害時に水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から日本	
水道協会等の関係機関との連携強化を図る。	
・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速	
に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練に参加する	
等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。	
・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資	
機材や給水車・給水機材等の整備状況の把握に努める。	
・災害時における受水団体ほか関係機関との連絡方法について、	
NTT 回線以外の代替方法についても検討する。	
○ガス施設の安全化	予防課
・各事業者に計画的な保安教育や訓練の実施を促し、災害対応の強	
化を図るとともに、高圧ガス保安法に基づく保安検査や立入検査	
等により、高圧ガス施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続	
き推進する。	

(5)情報通信、情報伝達

(5)-1 情報伝達体制の整備	
推進方針	担当課
○市民への的確な情報伝達体制の構築と整備	防災安全課
・比較検討を行い、設備等の更新及び新設を進める。	
○公衆無線 LAN の整備	政策企画課
・各避難所や主要公共施設等に、災害に対応した公衆無線 LAN を整	
備する。	
○ケーブルテレビネットワークの光回線化	政策企画課
・市内ケーブルテレビ回線(同軸ケーブル)を光回線に改修する。	
○地域における要配慮者対策 (外国人対策)	定住関係人口推
・外国人住民に多言語等(やさしい日本語)による防災情報提供及	進課
び災害情報伝達をするため、情報発信体制を整備する。	
○無電柱化の推進【再掲】	建設企画課
・国道9号等の緊急輸送道路の無電柱化を推進する。	
○公民館の防災機能の確保	生涯学習課
・公民館を地域の防災拠点と位置付け、情報機器の整備(テレビ会	
議システム、衛星通信機器含む)や耐震化を推進するとともに、	
備蓄物資や資機材の整備をはじめ配慮を要する施設としても機能	
の強化を図る。	

(6) 交通·物流

(6)-1 交通施設の安全化、輸送路の整備等	
推進方針	担当課
○防災空間の確保・交通施設の安全化	農林振興課
・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備及び農林道の	
橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を進める。	
○道路寸断への対応	農林振興課
・災害時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、	維持管理課
平時から情報収集・提供や関係機関との連絡体制を強化する。	
○交通規制の実施責任者、実施体制の整備	農林振興課
・災害時に、道路管理者の責務として、市管理道路の状況を把握し	維持管理課
必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関と	
も連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。	
○輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定	水産振興課
・漁船等による救援物資等の輸送手段を確保するため、緊急時の連	
絡体制等について関係機関と連携を図る。	

○緊急輸送道路の整備	建設企画課
・緊急輸送道路の軸となる山陰道をはじめ、緊急輸送道路の整備を	
促進する。	
○無電柱化の推進【再掲】	建設企画課
・国道9号等の緊急輸送道路の無電柱化を推進する。	
○除雪効率を上げるための道路幅員等の確保	建設整備課
・除雪が必要な路線について、道路幅員を確保することにより、大	
型機械による効率的な除雪作業を行う。	
○幹線道路の迂回路線の改良	建設整備課
・迂回路となる市道の改良を行う。	
○道路の災害防除事業の推進	建設整備課
・危険度が高く、交通分断の影響が大きい箇所を優先し、災害防除	維持管理課
を推進する。	
○橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化	維持管理課
・橋梁やトンネル等道路施設の安全性を確保するため、各施設の長	
寿命化修繕計画に基づき、個別計画の策定とその実行により長寿	
命化対策を進める。	
○除雪体制の充実	維持管理課
・年度ごとに除雪計画を策定し、除雪体制を充実させて迅速な対応	
を行う。	
○通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化	建築住宅課
・緊急輸送道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物に対し、耐震	
改修補助や解体補助等の支援を行う。	
○狭あい道路の解消	建築住宅課
・幅員 4.0m未満である建築基準法第 42 条第 2 項の市道を対象に、	
後退部分に係る工作物等の撤去や移設を行う場合について支援を	
行う。	

(6)-2 物資調達、輸送体制の整備	
推進方針	担当課
○災害用臨時ヘリポートの選定、整備【再掲】	防災安全課
・臨時ヘリポートの有効性を検討し、ヘリポートを含む防災総合拠	生涯学習課
点の整備と活用できる体制づくりを進める。	
・公民館のグラウンドに、夜間でも離着陸できる機器の整備やアス	
ファルト整備等を検討する。	
○公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備	まちづくり推進課
・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に	
向けた連絡調整を行うため、平時から関係機関との情報収集・共	
有などの連携体制を強化する。	

○港湾機能の強化	産業振興課
・非常時における海上輸送ネットワークの確保を図る。	
・港湾 BCP(業務継続計画)の策定を推進する。	
・海上輸送拠点としての浜田港等の機能強化を推進する。	
○消防・防災ヘリポートの整備【再掲】	警防課
・施設の維持を図るとともに、外部からの支援に対応できる 24 時	
間使用可能なヘリ接地帯の整備を検討する。	

(7) 経済産業

(7)-1 企業における防災対策等	
推進方針	担当課
○事業所における防災力の向上等	防災安全課
・市内事業者の職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防	商工労働課
災力向上の促進を図る。	
・地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的な	
参加について啓発を図る。	
○企業(事業所)における防災体制の整備	防災安全課
・市内事業者における防災組織の整備を促進するため、関係機関の	商工労働課
協力体制の確立に努める。	
○企業(事業所)における事業継続の取組の推進	防災安全課
・市内事業者の業務継続計画 (BCP) の策定を促進するため、普及	商工労働課
啓発活動や情報提供を推進する。	

(7)-2 帰宅困難者対策	
推進方針	担当課
○国内外観光客等の帰宅困難者対策	防災安全課
・旅館やホテル等の協力体制のもと、観光客を一定期間事業所内に	観光交流課
留めおくことができるよう協定を締結するとともに、帰宅困難者	
に支給する必要な物資の備蓄を行う。	
○国内外観光客等の安全確保	防災安全課
・旅館やホテル等に対して、帰宅困難者対策、安否確認手段につい	観光交流課
て協定を締結し、その内容を平時から積極的に広報する。	

(7)-3 農林水産基盤の強化	
推進方針	担当課
○農業基盤施設の安全化	農林振興課
・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率	
的に老朽化対策と機能保全対策を推進する。	
・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的	
な改修や減災対策を推進する。また、防災重点ため池として特に	
監視点検が必要な箇所については、ハザードマップ等を作成して	
周知を図る。	
○地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進	農林振興課
・耕作放棄地の発生を防ぐとともに、土砂防止機能や洪水防止機能	
といった農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくた	
めに、地域が共同で行う保全活動に対し、交付金などによる支援	
を行う。	
○農林水産公共施設の老朽化対策	農林振興課
・農林水産公共施設の安全性を確保するため、公共施設等総合管理	水産振興課
計画に基づき、各施設の個別計画の策定とその実行により老朽化	
対策を進める。	
○食料生産基盤の整備	農林振興課
・食料の安定供給に資する農地や農業水利施設等の生産基盤の整備	
を推進する。	
○漁業施設災害の防止対策	水産振興課
・漁業施設の管理者に対する防災対策の実施及び船舶の所有者に対	
する安全な港への避難や係留方法の点検・補強などの安全対策を	
指導する。	
・機能保全計画に基づき、漁港施設の老朽化対策を計画的・効率的	
に推進する。	

(8) 国土保全

(8)-1 河川、海岸の災害防止	
推進方針	担当課
○波浪・浸食・高潮災害の防止対策	水産振興課
・波浪等による被害を防止するため、既存の海岸保全施設の老朽化	
点検を実施し、改修等を計画的に推進する。	
○市街地等の浸水対策	建設整備課
・河川、都市下水路、公共排水路、調整池等の適切な維持管理を行	維持管理課
い、改修や老朽化対策を計画的に進める。	

(8)-2 土砂災害等の災害防止	
推進方針	担当課
○土砂災害の防止、公共土木施設の安全化	農林振興課
・山地災害の防災・減災を図るため、山地災害危険地区等における	建設企画課
治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフ	
ト対策を組み合わせて総合的に実施する。老朽化した治山施設	
(地すべり防止施設含む) については、計画的に補修や更新等の	
長寿命化対策を実施する。	
・山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及	
び地すべり危険地区について周知を図る。	
・地域住民の協力を得て、地すべり区域等を把握するための各種調	
査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要	
度に応じて順次、防止工事を実施する。	
○農地等の保全の取組	農林振興課
・圃場などの農業基盤の整備や、UIターン者も含めた農業の担い手	
の育成、遊休農地の活用等により農地の保全に努める。	
○森林整備及び森林保全の取組	農林振興課
・森林の有する土砂災害の防止、洪水の緩和、大気の浄化などの公	
益的機能を発揮させるため、人工林や里山林の保全・育成、公的	
関与による森林整備の推進、災害に強い森林づくりの推進等によ	
り、健全な森林の育成・保全に取り組む。	
○宅地裏の自然災害防止対策【再掲】	建設整備課
・国県事業の採択にならない自然災害の危険箇所について対策を講	
じ、災害リスクの軽減を図る。	
○イエローゾーン、レッドゾーンの周知【再掲】	維持管理課
・土砂災害警戒区域(イエローゾーン)や土砂災害特別警戒区域	
(レッドゾーン)について周知を図る。	
○危険区域の住宅の補強、移転の促進【再掲】	維持管理課
・土砂災害特別警戒区域等にある住宅を対象に、補強補助や移転補	建築住宅課
助等の支援を行う。	

(9) 環境

(9)-1 生活環境に関する施設等の安全化	
推進方針	担当課
○し尿処理施設の安全化	環境課
・災害時にし尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近	
隣の市町村や業界団体との連携などによるし尿処理の仕組みづく	
りを促進する。	

○廃棄物処理体制の整備	環境課
・災害廃棄物処理計画の策定を検討する。	
・災害時に廃棄物を適正かつ速やかに処理できるようにするため、	
近隣の市町村や業界団体との連携などによる廃棄物処理の仕組み	
づくりを促進する。	
○下水道施設の安全化	下水道課
・災害時の公衆衛生を確保するため、下水道施設の耐震化や、策定	
済みの長寿命化個別計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施す	
る。	
・災害時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、下水道 BCP	
(業務継続計画)を活用した訓練を実施し、必要に応じて見直し	
を行う。	

(10) 横断的分野(避難訓練·防災組織·防災教育)

(10)-1 防災組織等の活動環境の整備	
推進方針	担当課
○自主防災組織率の向上と育成強化	防災安全課
・引き続き、出前講座の積極的な開催や資機材の購入補助等によ	
り、自主防災組織の組織率向上と地域防災の核となるリーダーの	
育成、防災力の強化を図る。	
○支援協定締結団体との連携強化	防災安全課
・協定の締結内容等について精査を行うとともに、新たな締結団体	
の確保に努める。	
○災害ボランティアの活動環境の整備	地域福祉課
・日本赤十字社島根県支部や社会福祉協議会等と連携して、災害ボ	
ランティアコーディネーターの育成を推進するとともに、平時か	
らの情報収集や活動体制の構築を促進する。	
・災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするた	
め、平時から関係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害	
ボランティア活動環境の整備を図る。	
○地域の防災拠点機能の確保	まちづくり推進課
・必要な施設については耐震化を図るため、地域づくり振興事業に	
より支援する。	
○地域コミュニティの活動の促進	まちづくり推進課
・災害時における地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のた	
め、地域活動の促進を行うとともに、地区まちづくり推進委員会	
の設立を促進する。	

(10)-2 防災教育、人材育成	
推進方針	担当課
○市職員及び市民への防災教育、意識啓発	防災安全課
・市職員体制を見直すとともに、訓練等による職員の防災意識の向	
上及び市の防災機能の強化を図る。	
・避難訓練により地域住民の防災意識の向上を図り、災害時に備え	
る。	
○ハザードマップの改訂・周知	防災安全課
・必要に応じてハザードマップを改訂するとともに、ハザードマッ	
プを活用して市民の防災意識の更なる向上に努める。	
○自助による非常用持出品の確保	防災安全課
・避難生活に困らない程度の最低1日分の各種物資を非常用持出品	
として用意しておくことの必要性について、出前講座等で啓発す	
る。	
○要配慮者利用施設の避難確保計画の策定【再掲】	防災安全課
・避難確保計画が災害時に有効に働く内容であるか、施設ごとに検	
証を進めるよう支援する。	
○海抜表示板による意識啓発	防災安全課
・設置済みの海抜表示板の維持管理を行うとともに、次期海抜表示板	
の設置場所や効果的な表示内容を検討する。	
○市民等への啓発【再掲】	防災安全課
・円滑な医療体制を確保するため、平時からの備えを行い、また、	健康医療対策課
適切な受診行動が取れるよう、災害時の医療救護所や診療所、救	
急病院の役割について啓発を行う。さらに、透析患者や医療機器	
使用者等に対して、本人やその家族が災害への備えを行うよう、	
関係医療機関と連携した啓発を行う。	
○人権尊重の視点に基づく防災教育	人権同和教育啓
・災害時における人権への配慮に関する啓発活動に取り組む。	発センター
○社会福祉施設の災害予防・避難計画の策定【再掲】	地域福祉課
・様々な災害を想定した訓練の実施について、指導・要請を行う。	
○幼稚園の災害予防・避難計画の策定【再掲】	子育て支援課
・様々な災害を想定した訓練の実施について、指導・要請を行う。	
○学校における災害対応【再掲】	学校教育課
・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確	
保するため、非常用電源や備蓄食料の確保などの体制整備を推進	
する。	

○社会教育における防災教育の推進【再掲】	生涯学習課
・小中学校と地域との連携を図り、計画的に防災教育を行うこと	
で、地域も子どもも防災意識を高める。	
・地域の防災訓練を含めた各種イベント行事において子どもとの関	
わりをもって顔見知りになり、地域の防災力を上げる。	
○避難訓練の支援	予防課
・地域の自主防災組織や事業所等における避難訓練の支援を行う。	

(11) 横断的分野(老朽化対策)

推進方針	担当課
○地域の防災拠点機能の確保【再掲】	まちづくり推進課
・必要な施設については耐震化を図るため、地域づくり振興事業に	
より支援する。	
○農林水産公共施設の老朽化対策【再掲】	農林振興課
・農林水産公共施設の安全性を確保するため、公共施設等総合管理	水産振興課
計画に基づき、各施設の個別計画の策定とその実行により老朽化	
対策を進める。	
○漁業施設災害の防止対策【再掲】	水産振興課
・漁業施設の管理者に対する防災対策の実施及び船舶の所有者に対	
する安全な港への避難や係留方法の点検・補強などの安全対策を	
指導する。	
・機能保全計画に基づき、漁港施設の老朽化対策を計画的・効率的	
に推進する。	
○橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化【再掲】	維持管理課
・橋梁やトンネル等道路施設の安全性を確保するため、各施設の長	
寿命化修繕計画に基づき、個別計画の策定とその実行により長寿	
命化対策を進める。	
○市営住宅の老朽化対策と更新等【再掲】	建築住宅課
・公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の維持管	
理や更新等を進める。	
○学校の耐震性の確保と老朽化対策【再掲】	教育総務課
・平成30年度に策定した学校施設長寿命化計画や、今後策定する	
学校統合計画を踏まえ、必要に応じて大規模改修を行う。	
○公民館、図書館、体育館の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策	生涯学習課
【再掲】	工 任 子 百 咻
・公民館、図書館、体育館の長寿命化計画を策定し、災害予防、耐	
震化、老朽化対策等を推進する。	

○美術館、文化会館、資料館等の文化施設の災害予防、耐震性の確	文化振興課
保、老朽化対策【再掲】	
・各施設の長寿命化計画を策定し、災害予防、耐震化、老朽化対策	
等を推進し、必要に応じて大規模改修を行う。	
○消防施設等の充実強化【再掲】	警防課
・消防力の充実を図るため、必要な施設等の整備を推進する。	
○消防水利の充実強化【再掲】	警防課
・消火栓や防火水槽の適切な維持管理や整備を推進し、更なる充足	
率の向上に努める。	
○消防団施設、車両等の充実強化	警防課
・地域防災力の充実を図るため、各消防団と緊密に連携し、必要な	
施設や車両等の整備を推進する。	

1 直接死を最大限防ぐ。

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の 倒壊による多数の死傷者の発生

- ○自主防災組織率の向上と育成強化
- ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)
- ○市職員及び市民への防災教育、意識啓発
- ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防 災安全課)
- ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)
- ○避難行動要支援者等支援体制の構築
- ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるととも に、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。 (防災安全課、地域福祉課)
- ○ハザードマップの改訂・周知
- ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。(防災安全課)
- ○市民への的確な情報伝達体制の構築と整備
- ・5 つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- ○要配慮者利用施設の避難確保計画の検証
- ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。(防災安全課)
- ○本庁舎及び支所庁舎の災害予防、耐震性の確保等
- ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性 確保等に取り組む必要がある。(行財政改革推進課、各支所防災自治課)
- ○公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保等
- ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性 確保等に取り組む必要がある。(各施設所管課)
- ○公共施設の適正化
- ・公共施設の効率的な配置による維持コストの削減を図るとともに、適切な維持管理や老朽化対策を行う必要がある。(行財政改革推進課、各施設所管課)
- ○地域の防災拠点機能の確保
- ・地域における防災拠点としての機能を確保し、要配慮者等への支援を充実させる ため、集会所や避難所など、地域防災拠点施設の整備・耐震性の確保が必要であ る。(まちづくり推進課)
- ○社会福祉施設の耐震性の確保
- ・社会福祉施設の耐震性の確保は、倒壊や天井落下を防ぎ、利用者の安全を確保するとともに、避難場所を確保するなど、災害発生後の応急対応や復興の負担を軽減する効果があることから、早急に進める必要がある。(地域福祉課)

- ○防災空間の確保・交通施設の安全化
- ・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備や農林道の橋梁の耐震対策な ど、施設の耐震化等の対策を進める必要がある。(農林振興課)
- ○交通規制の実施責任者、実施体制の整備
- ・道路の損壊等の発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(農林振興課、維持管理課)
- ○大規模災害を考慮した都市づくり
- ・大規模災害に対応した都市づくりを進める必要がある。(建設企画課)
- ○土地利用の適正化
- ・災害リスクの小さい区域への立地誘導など、安全な土地利用を推進する必要がある。(建設企画課)
- ○避難路となる道路の充実
- ・幅員狭小や一方通行等により、避難路としての機能が十分でない道路がある。(建 設整備課)
- ○橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化
- ・架設から 30 年を経過した橋梁や古いトンネル等が多く存在するため、今後も修繕を要する施設が増える見込みであり、長寿命化等の老朽化対策が必要である。 (維持管理課)
- ○公園等防災空間の確保
- ・都市公園等は災害時における避難先、避難路あるいは救助活動の拠点として重要であるため、施設の耐震化やバリアフリー化、適切な維持管理を行う必要がある。 (維持管理課)
- ○被災宅地等の危険度判定の実施
- ・地震により被災した宅地や建築物の危険性を判定し、余震等による二次被害を防 ぐため、被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の体制を維持する 必要がある。(維持管理課、建築住宅課)
- ○木造住宅の耐震化対策
- ・旧耐震基準の木造住宅が地震で倒壊した場合、周辺に被害が発生するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。(建築住宅課)
- ○通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化
- ・緊急輸送道路沿いの旧耐震基準の建築物が地震で倒壊した場合、緊急輸送道路を 閉塞するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。(建築住宅課)
- ○危険空き家の除却の促進
- ・危険空き家が倒壊した場合、周辺に被害が発生するおそれがあるため、除却を促進する必要がある。(建築住宅課)
- ○危険なブロック塀等の除却の促進
- ・ブロック塀等が地震で倒壊した場合、児童等に被害が出るおそれがあるため、除却を促進する必要がある。(建築住宅課)
- ○市営住宅の老朽化対策と更新等
- ・市営住宅の安全性を確保するため、施設の長寿命化や建替えを計画的に進める必要がある。(建築住宅課)
- ○学校の耐震性の確保と老朽化対策
- ・昭和 56 年の耐震基準の改正前に建てられた校舎は、耐震性の確保が必要であり、 老朽化が進む校舎は、長寿命化等の対策が必要である。(教育総務課)

- ○公民館、図書館、体育館の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策
- ・公民館、図書館、体育館の中には耐震性が確保できていないものもあり、災害の 種類によっては使用できない可能性がある。(生涯学習課)
- ○美術館、文化会館、資料館等の文化施設の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策
- ・美術館、文化会館等は建築から 20 年以上、資料館等は建築から 40~60 年以上経過したものが多いため、耐震性の確保、老朽化対策が必要である。(文化振興課)
- ○文化財に関する災害予防
- ・市内の指定文化財は98件、登録文化財は2件あり、災害時の状況把握に長時間を要するため、所有者との連携を図る必要がある。(文化振興課)
- ○消防車両等の充実強化
- ・複雑、多様化かつ大規模化する災害に対応する各種資機材を早期に整備する必要がある。(警防課)
- ○消防水利の充実強化
- ・消火栓や防火水槽の維持管理、老朽化した消火栓や防火水槽を補修する必要がある。(警防課)
- ○消防団施設、車両等の充実強化
- ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する 必要がある。(警防課)
- ○まちかど救急ステーションの充実強化
- ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ○自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
- ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)
- ○市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
- ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防 災安全課)
- ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)
- ○避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
- ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるととも に、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。 (防災安全課、地域福祉課)
- ○ハザードマップの改訂・周知【再掲】
- ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。(防災安全課)
- ○市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
- ・5 つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及び メール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それを ワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)

- ○要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
- ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。(防災安全課)
- ○避難路となる道路の充実【再掲】
- ・幅員狭小や一方通行等により、避難路としての機能が十分でない道路がある。(建 設整備課)
- ○市営住宅の老朽化対策と更新等【再掲】
- ・市営住宅の安全性を確保するため、施設の長寿命化や建替えを計画的に進める必要がある。(建築住宅課)
- ○狭あい道路の解消
- ・幅員 4.0m 未満である建築基準法第 42 条第 2 項の市道は、緊急車両の通行が困難 で災害時に救助の妨げとなるため、狭あい市道の拡幅を促進する必要がある。(建 築住宅課)
- ○公民館、図書館、体育館の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策【再掲】
- ・公民館、図書館、体育館の中には耐震性が確保できていないものもあり、災害の 種類によっては使用できない可能性がある。(生涯学習課)
- ○美術館、文化会館、資料館等の文化施設の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策 【再掲】
- ・美術館、文化会館等は建築から 20 年以上、資料館等は建築から 40~60 年以上経過したものが多いため、耐震性の確保、老朽化対策が必要である。(文化振興課)
- ○文化財に関する災害予防【再掲】
- ・市内の指定文化財は98件、登録文化財は2件あり、災害時の状況把握に長時間を要するため、所有者との連携を図る必要がある。(文化振興課)
- ○出火防止
- ・大規模災害時には広範囲にわたる長時間停電の発生が懸念される。再通電時には電気機器又は電気配線からの火災が発生するおそれがある。(予防課)
- ○避難訓練の支援
- ・大規模災害時には被災建物等からの逃げ遅れが多数発生するおそれがある。(予防課)
- ○消防車両等の充実強化【再掲】
- ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。(警防課)
- ○消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
- ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する 必要がある。(警防課)
- ○まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
- ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- ○自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
- ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)

- ○市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
- ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防 災安全課)
- ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災 安全課)
- ○避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
- ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるととも に、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。 (防災安全課、地域福祉課)
- ○ハザードマップの改訂・周知【再掲】
- ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。(防災安全課)
- ○市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
- ・5 つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- ○要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
- ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。(防災安全課)
- ○海抜表示板による意識啓発
- ・適切な場所に海抜表示板の設置を進めることで、津波の危険性について意識啓発 をする必要がある。(防災安全課)
- ○波浪・浸食・高潮災害の防止対策
- ・沿岸部では、冬季風浪や台風時の浸食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の適切な維持管理を行う必要がある。(水産振興課)
- ○避難路となる道路の充実【再掲】
- ・幅員狭小や一方通行等により、避難路としての機能が十分でない道路がある。(建 設整備課)
- ○学校における災害対応
- ・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確保できる体制整備が必要である。(学校教育課)
- ○社会教育における防災教育の推進
- ・地域と小中学校やそこに住む子どもとの関わりが薄れていく中、防災を通して学校と地域の連携を図る。(生涯学習課)
- ○消防車両等の充実強化【再掲】
- ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。(警防課)
- ○消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
- ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する 必要がある。(警防課)
- ○まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
- ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- ○自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
- ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)
- ○市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
- ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防 災安全課)
- ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)
- ○避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
- ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるととも に、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。 (防災安全課、地域福祉課)
- ○ハザードマップの改訂・周知【再掲】
- ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。(防災安全課)
- ○市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
- ・5 つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- ○要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
- ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。(防災安全課)
- ○農業基盤施設の安全化
- ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。(農林振興課)
- ○市街地等の浸水対策
- ・浸水を防ぐため、河川、都市下水路、公共排水路、調整池等を適切に管理する必要がある。(建設整備課、維持管理課)
- ○学校における災害対応【再掲】
- ・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確保ができる体制 整備が必要である。(学校教育課)
- ○社会教育における防災教育の推進【再掲】
- ・地域と小中学校やそこに住む子どもとの関わりが薄れていく中、防災を通して学校と地域の連携を図る。(生涯学習課)
- ○消防車両等の充実強化【再掲】
- ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。(警防課)
- ○消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
- ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する 必要がある。(警防課)
- ○まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
- ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

1-5 大規模な土砂災害 (深層崩壊) 等による多数の死傷者の発生

- ○自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
- ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)
- ○市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
- ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防 災安全課)
- ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)
- ○避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
- ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるととも に、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。 (防災安全課、地域福祉課)
- ○ハザードマップの改訂・周知【再掲】
- ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。(防災安全課)
- ○市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
- ・5 つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- ○要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
- ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。(防災安全課)
- ○農業基盤施設の安全化【再掲】
- ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。(農林振興課)
- ○地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進
- ・耕作放棄地の発生を防ぐとともに、土砂防止機能や洪水防止機能といった農地や 農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全 活動への支援が必要である。(農林振興課)
- ○森林整備及び森林保全の取組
- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから森林整備を実施するとともに、国土の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、市民生活を守るための森林機能を発揮させる取組が必要である。(農林振興課)
- ○土砂災害の防止、公共土木施設の安全化
- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせて治山対策を推進する必要がある。(農林振興課、建設企画課)
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。(農林振興課、建設企画課)
- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、 対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要が ある。(農林振興課、建設企画課)

- ○農林水産公共施設の老朽化対策
- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、 各施設の個別計画の策定とその実行により老朽化対策を進める必要がある。(農 林振興課、水産振興課)
- ○交通規制の実施責任者、実施体制の整備【再掲】
- ・道路の損壊等の発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(農林振興課、維持管理課)
- ○造成地の地震被害予防対策
- ・地震の際に宅地造成に伴い崩落や土砂流出の危険度が高い宅地について、宅地の 耐震化を促進する必要がある。(建設企画課)
- ○宅地裏の自然災害防止対策
- ・急峻な自然法面を背負った災害リスクの高い宅地が多く存在する。(建設整備課)
- ○イエローゾーン、レッドゾーンの周知
- ・住民への周知が十分とは言えない。(維持管理課)
- ○危険区域の住宅の補強、移転の促進
- ・土砂災害特別警戒区域等で土砂災害が発生した場合、多くの人命が失われるおそれがある。(維持管理課、建築住宅課)
- ○学校における災害対応【再掲】
- ・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確保ができる体制 整備が必要である。(学校教育課)
- ○社会教育における防災教育の推進【再掲】
- ・地域と小中学校やそこに住む子どもとの関わりが薄れていく中、防災を通して学校と地域の連携を図る。(生涯学習課)
- ○消防車両等の充実強化【再掲】
- ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。(警防課)
- ○消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
- ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- ○まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
- ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- ○自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
- ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)
- ○市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
- ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防 災安全課)
- ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)

- ○避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
- ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるととも に、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。 (防災安全課、地域福祉課)
- ○ハザードマップの改訂・周知【再掲】
- ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。(防災安全課)
- ○市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
- ・5 つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- ○要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
- ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。(防災安全課)
- ○除雪効率を上げるための道路幅員等の確保
- ・幅員や勾配等の制約により、小型機械による不効率な除雪作業となっている。(建 設整備課)
- ○除雪体制の充実
- ・広域的な豪雪の発生を想定して、除雪機械の適正な維持管理やオペレーターの育成などが必要である。(維持管理課)
- ○社会教育における防災教育の推進【再掲】
- ・地域と小中学校やそこに住む子どもとの関わりが薄れていく中、防災を通して学校と地域の連携を図る。(生涯学習課)
- ○消防車両等の充実強化【再掲】
- ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。(警防課)
- ○消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
- ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する 必要がある。(警防課)
- ○まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
- ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

- 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- ○支援協定締結団体との連携強化
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)

- ○避難所の確保、環境整備
- ・指定避難所等には、老朽化が進行している施設や、災害種類によっては適さない 施設があるなどの課題を整理する必要がある。(防災安全課)
- ○避難所のエネルギー確保
- ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難 であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)
- ○備蓄物資の充実、受援拠点の整備
- ・未知のウイルスによる感染症の蔓延及び前例のない局地的豪雨など多様化する 災害に対応しなければならない。必要な物資を準備し、それらを適切に保管する 備蓄倉庫を整備しておく必要がある。(防災安全課)
- ○自助による非常用持出品の確保
- ・市備蓄物資の数量にも限りがあるため、避難者が不自由なく避難生活を送れるよう、避難者自身による非常用持出品を確保しておく必要がある。(防災安全課)
- ○災害時医療体制の確保 (エネルギー関係)
- ・災害拠点病院等における自家発電設備や蓄電池等の非常用電源の導入を促進する必要がある。(健康医療対策課)
- ○漁業施設災害の防止対策
- ・荷捌施設等の漁業関連の陸上施設は、風浪によって被害が発生するおそれがある ことから、防災対策が必要である。(水産振興課)
- ・漁船は、風浪によって流出や損傷を受けるおそれがあることから、防災対策が必要である。(水産振興課)
- ○輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定
- ・漁船による救援物資等の輸送手段を確保する必要がある。(水産振興課)
- ○道路寸断への対応
- ・迂回路として活用できる農道や林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道 路管理者間で共有する必要がある。(農林振興課)
- ・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保や防災対策を実施する必要がある。(維持管理課)
- ○防災空間の確保・交通施設の安全化【再掲】
- ・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備や農林道の橋梁の耐震対策な ど、施設の耐震化等の対策を進める必要がある。(農林振興課)
- ○農業基盤施設の安全化【再掲】
- ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。(農林振興課)
- ○地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進【再掲】
- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していく ためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。(農林振興課)
- ○食料生産基盤の整備
- ・農業に係る生産基盤等については、安定した食料供給力を確保するため重要な役割を担っており、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を行う必要がある。 (農林振興課)
- ○緊急輸送道路の整備
- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。(建設企画課)

- ○幹線道路の迂回路線の改良
- ・主要幹線の迂回路としての機能を有する道路の整備・改良を行う必要がある。(建設整備課)
- ○道路の災害防除事業の推進
- ・法面の崩壊等による交通の分断を防ぐため、災害防除を促進する必要がある。(建設整備課、維持管理課)
- ○除雪体制の充実【再掲】
- ・広域的な豪雪の発生を想定して、除雪機械の適正な維持管理やオペレーターの育成などが必要である。(維持管理課)
- ○公民館、体育館の避難所の整備
- ・避難所の多くは、公民館や体育館を利用しているが、冷暖房の整備やトイレなど の整備が遅れている。(生涯学習課)
- ○消防・防災ヘリポートの整備
- ・着陸帯(舗装面)の老朽化による補修が必要である。(警防課)
- ・夜間離発着可能な着陸帯が限られている。(警防課)
- ○水道施設の安全化
- ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、水道・工業用水道施設の安全性を確保するため、施設の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。(工務課)
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各水源の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策を推進する必要がある。(工務課)
- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係 機関との相互連携体制を確立する必要がある。(工務課)
- ・災害時の上工水需要家ほか関係機関と連絡体制について、NTT 回線の不通も想定し、代替方法を検討する必要がある。(工務課)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ○支援協定締結団体との連携強化【再掲】
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- ○避難所の確保、環境整備【再掲】
- ・指定避難所等には、老朽化が進行している施設や、災害種類によっては適さない 施設があるなどの課題を整理する必要がある。(防災安全課)
- ○避難所のエネルギー確保【再掲】
- ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難 であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)
- ○備蓄物資の充実、受援拠点の整備【再掲】
- ・未知のウイルスによる感染症の蔓延及び前例のない局地的豪雨など多様化する 災害に対応しなければならない。必要な物資を準備し、それらを適切に保管する 備蓄倉庫を整備しておく必要がある。(防災安全課)
- ○自助による非常用持出品の確保【再掲】
- ・市備蓄物資の数量にも限りがあるため、避難者が不自由なく避難生活を送れるよう、避難者自身による非常用持出品を確保しておく必要がある。(防災安全課)

- ○防災空間の確保・交通施設の安全化【再掲】
- ・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備や農林道の橋梁の耐震対策な ど、施設の耐震化等の対策を進める必要がある。(農林振興課)
- ○道路寸断への対応【再掲】
- ・迂回路として活用できる農道や林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道 路管理者間で共有する必要がある。(農林振興課)
- ・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保や防災対策を実施する必要がある。(維持管理課)
- ○土砂災害の防止、公共土木施設の安全化【再掲】
- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせて治山対策を推進する必要がある。(農林振興課、建設企画課)
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。(農林振興課、建設企画課)
- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、 対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要 がある。(農林振興課、建設企画課)
- ○緊急輸送道路の整備【再掲】
- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。(建設企画課)
- ○幹線道路の迂回路線の改良【再掲】
- ・主要幹線の迂回路としての機能を有する道路の整備・改良を行う必要がある。(建設整備課)
- ○道路の災害防除事業の推進【再掲】
- ・法面の崩壊等による交通の分断を防ぐため、災害防除を促進する必要がある。(建設整備課、維持管理課)
- ○橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化【再掲】
- ・架設から30年を経過した橋梁や古いトンネル等が多く存在するため、今後も修繕を要する施設が増える見込みであり、長寿命化等の老朽化対策が必要である。 (維持管理課)
- ○除雪体制の充実【再掲】
- ・広域的な豪雪の発生を想定して、除雪機械の適正な維持管理やオペレーターの育成などが必要である。(維持管理課)
- ○公民館の防災機能の確保
- ・孤立時における情報機器が整備されていない。また、分散備蓄としても公民館を 防災拠点として位置付け整備する必要がある。(生涯学習課)
- ○消防・防災ヘリポートの整備【再掲】
- ・着陸帯(舗装面)の老朽化による補修が必要である。(警防課)
- ・夜間離発着可能な着陸帯が限られている。(警防課)
- ○まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
- ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ○支援協定締結団体との連携強化【再掲】
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- ○避難所のエネルギー確保【再掲】
- ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難 であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)
- ○災害用臨時ヘリポートの選定、整備
- ・臨時ヘリポートの候補地の選定・検討、併せて各団体との前もっての連絡調整が 必要である。(防災安全課)
- ・公民館のグラウンドは、孤立時におけるヘリコプターの離着陸に適しているが、 草刈りや近くまでストレッチャーが入らないところがある。(生涯学習課)
- ○災害ボランティアの活動環境の整備
- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣の調整、関係機関 との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。(地域 福祉課)
- ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。(地域福祉課)
- ○消防・防災ヘリポートの整備【再掲】
- ・着陸帯(舗装面)の老朽化による補修が必要である。(警防課)
- ・夜間離発着可能な着陸帯が限られている。(警防課)
- ○消防施設等の充実強化
- ・消防庁舎が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- ○消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
- ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- ○まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
- ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行 う必要がある。(警防課)

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ○支援協定締結団体との連携強化【再掲】
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- ○避難所のエネルギー確保【再掲】
- ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難 であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)
- ○災害用臨時ヘリポートの選定、整備【再掲】
- ・臨時ヘリポートの候補地の選定・検討、併せて各団体との前もっての連絡調整が 必要である。(防災安全課)

- ○災害時医療体制の確保(人材関係)
- ・災害発生直後は、速やかに市内の医療機関の状況を確認し、必要時には医療救護 班や災害派遣医療チーム (DMAT)、災害派遣精神医療チーム (DPAT)、災害時健康 危機管理支援チーム (DHEAT) を円滑に受け入れられるよう関係機関と連携を図 る必要がある。(健康医療対策課)
- ○災害時医療体制の確保(エネルギー関係)【再掲】
- ・災害拠点病院等における自家発電設備や蓄電池等の非常用電源の導入を促進する必要がある。(健康医療対策課)
- ○医薬品等の準備
- ・災害用医薬品等保管場所に、救護に必要となる医薬品、医療用資機材等を備蓄しておくとともに、必要量及び備蓄量を迅速に把握し、備蓄だけで不足するものは、関係機関等から調達する必要がある。(健康医療対策課)
- ○市民等への啓発
- ・災害時は医療機関の状況から、傷病者の対応ができないことが予想され、円滑な 医療体制を構築する必要がある。また、透析患者や医療機器使用者等が、必要な 治療や処置を十分に受けられないことが予想されるため、本人やその家族に対 して、災害への備えについての啓発が必要である。(防災安全課、健康医療対策 課)
- ○道路寸断への対応【再掲】
- ・迂回路として活用できる農道や林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道 路管理者間で共有する必要がある。(農林振興課)
- ・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保や防災対策を実施する必要がある。(維持管理課)
- ○緊急輸送道路の整備【再掲】
- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。(建設企画課)
- ○幹線道路の迂回路線の改良【再掲】
- ・主要幹線の迂回路としての機能を有する道路の整備・改良を行う必要がある。(建設整備課)
- ○道路の災害防除事業の推進【再掲】
- ・法面の崩壊等による交通の分断を防ぐため、災害防除を促進する必要がある。(建設整備課、維持管理課)
- ○除雪体制の充実【再掲】
- ・広域的な豪雪の発生を想定して、除雪機械の適正な維持管理やオペレーターの育成などが必要である。(維持管理課)
- ○通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化【再掲】
- ・緊急輸送道路沿いの旧耐震基準の建築物が地震で倒壊した場合、緊急輸送道路を 閉塞するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。(建築住宅課)
- ○狭あい道路の解消【再掲】
- ・幅員 4.0m 未満である建築基準法第 42 条第 2 項の市道は、緊急車両の通行が困難で災害時に救助の妨げとなるため、狭あい市道の拡幅を促進する必要がある。 (建築住宅課)
- ○消防・防災ヘリポートの整備【再掲】
- ・着陸帯(舗装面)の老朽化による補修が必要である。(警防課)
- ・夜間離発着可能な着陸帯が限られている。(警防課)

- ○まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
- ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ○支援協定締結団体との連携強化【再掲】
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- ○避難所のエネルギー確保【再掲】
- ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難 であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)
- ○医薬品等の準備【再掲】
- ・災害用医薬品等保管場所に、救護に必要となる医薬品、医療用資機材等を備蓄しておくとともに、必要量及び備蓄量を迅速に把握し、備蓄だけで不足するものは、関係機関等から調達する必要がある。(健康医療対策課)

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の 悪化・死者の発生

- ○支援協定締結団体との連携強化【再掲】
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- ○避難所のエネルギー確保【再掲】
- ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難 であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)
- ○本庁舎及び支所庁舎の災害予防、耐震性の確保等【再掲】
- ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性 確保等に取り組む必要がある。(行財政改革推進課、各支所防災自治課)
- ○公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保等【再掲】
- ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性 確保等に取り組む必要がある。(各施設所管課)
- ○公共施設の適正化【再掲】
- ・公共施設の効率的な配置による維持コストの削減を図るとともに、適切な維持管理や老朽化対策を行う必要がある。(行財政改革推進課、各施設所管課)
- ○人権尊重の視点に基づく防災教育
- ・災害時の避難所生活では、強い不安やストレスが重なることで人権に対する意識 が薄らいでしまい、災害弱者への配慮が不足するおそれがあるため、啓発が必要 である。(人権同和教育啓発センター)
- ○避難所における感染予防
- ・災害時における感染症の高い疾病に対し、予防接種の接種率が低ければ集団感染 を起こすおそれがあるため、予防接種の促進が必要である。(健康医療対策課)
- ・避難所等での新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、0-157等による集団感染発生について、適切な予防が必要である。(健康医療対策課)

- ○被災者の健康管理
- ・子ども、女性、高齢者、障がい者などの配慮を必要とする人が、心身の不調を起こす可能性がある。(健康医療対策課)
- ○妊婦や乳児とその同居家族を優先して受け入れる避難所の確保
- ・一般の避難所では生活が困難な妊婦や乳児に対する環境(妊婦が落ち着いて過ごせる、乳児に授乳させやすい、乳児の夜泣きの理解を周囲に得やすい等)を整える必要がある。(防災安全課、子育て支援課)
- ○公園等防災空間の確保【再掲】
- ・都市公園等は災害時における避難先、避難路あるいは救助活動の拠点として重要であるため、施設の耐震化やバリアフリー化、適切な維持管理を行う必要がある。(維持管理課)
- ○応急仮設住宅の供給
- ・応急仮設住宅を円滑かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。(建築住宅課)
- ○吹付けアスベストの除去の促進
- ・人体に有害な吹付けアスベストが使用された建築物は、災害時にアスベストが飛 散するおそれがあるため、除去を促進する必要がある。(建築住宅課)
- ○下水道施設の安全化
- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、下水道施設(集落排水施設含む)の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。(下水道課)
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持あるいは回復を図るため下水道 BCP(業務継続計画)の実効性の向上を図ることが必要である。(下水道課)

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 行政機能の機能不全

- ○重要データの遠隔バックアップ
- ・基幹業務に関するシステムのほとんどが遠隔地バックアップできているが、一部 の個別システムについては対応できていないため、対象システム拡充と、それに 対応したバックアップ側基盤の整備が必要となる。(総務課)
- ○ICT 部門における業務継続計画 (ICT-BCP) の策定と運用
- ・大規模災害時においては、業務を実施・継続させるためには、対応にあたる職員 が限定されることから、復旧体制の確保と優先順位の設定が必要となる。(総務 課)
- ○業務システムのサービス利用
- ・一部システムにおいてデータセンターの利用を行っているが、オンプレミス型と 遠隔地バックアップの併用や、被災時の通信回線の確保等の課題を踏まえ、比 較・検討していく必要がある。(総務課)
- ○行政ネットワーク等の整備
- ・庁舎間ネットワークについては、同時に複数の回線に問題が生じた場合に対応するため、事前の冗長化や代替ネットワークの構築などの対策を検討する必要がある。(総務課)
- ○業務継続性の確保
- ・業務継続計画(BCP)の内容を検証し、実際の災害時に、より有効に活用できるよう、見直しを図る必要がある。また、BCP拠点についても、近年の災害の状況を踏まえて、適地かどうか検討する必要がある。(防災安全課)

- ○本庁舎及び支所庁舎の災害予防、耐震性の確保等【再掲】
- ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性 確保等に取り組む必要がある。(行財政改革推進課、各支所防災自治課)
- ○公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保等【再掲】
- ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性 確保等に取り組む必要がある。(各施設所管課)
- ○公共施設の適正化【再掲】
- ・公共施設の効率的な配置による維持コストの削減を図るとともに、適切な維持管理や老朽化対策を行う必要がある。(行財政改革推進課、各施設所管課)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- ○行政ネットワーク等の整備【再掲】
- ・庁舎間ネットワークについては、同時に複数の回線に問題が生じた場合に対応するため、事前の冗長化や代替ネットワークの構築などの対策を検討する必要がある。(総務課)
- ○市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
- ・5 つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- ○支援協定締結団体との連携強化【再掲】
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- ○公衆無線 LAN の整備
- ・災害時等に携帯電話網が使用不能に陥ることが想定されるため、それに代わる通信手段を確保し、災害情報を取得する必要がある。(政策企画課)
- ○ケーブルテレビネットワークの光回線化
- ・市内ケーブルテレビ回線で使用されている同軸ケーブルは、経年劣化による耐久性の低下及び耐雷性が脆弱であることから、耐久性に優れ、荒天時でも安定する通信網を整備する必要がある。(政策企画課)
- ○無電柱化の推進
- ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進 が必要である。(建設企画課)
- ○高機能消防指令センターの維持管理及び整備
- ・平成 19 年 4 月に運用を開始した高機能消防指令センターについて、その機能を 適切に維持する必要がある。(通信指令課)
- ○通信施設代替ルートの確保
- ・消防本部内の緊急通報回線について、消防本部が被災しても緊急通報を受信可能 にする必要がある。(通信指令課)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達 できない事態

- ○市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
- ・5 つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- ○支援協定締結団体との連携強化【再掲】
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- ○公衆無線 LAN の整備【再掲】
- ・緊急時に携帯電話網が使用不能に陥ることが想定されるため、それに代わる通信 手段を確保し、災害情報を取得する必要がある。(政策企画課)
- ○ケーブルテレビネットワークの光回線化【再掲】
- ・市内ケーブルテレビ回線で使用されている同軸ケーブルは、経年劣化による耐久性の低下及び耐雷性が脆弱であることから、耐久性に優れ、荒天時でも安定する通信網を整備する必要がある。(政策企画課)
- ○地域における要配慮者対策(外国人対策)
- ・外国人は言語の違いにより、専門用語が多い災害情報を把握しにくいため、通 訳・相談等のコミュニケーション支援が必要となる。(定住関係人口推進課)
- ○国内外観光客等の帰宅困難者対策
- ・島根県等の関係機関と連携し、大規模集客施設等における観光客をはじめとした 帰宅困難者対策の推進を図る必要がある。(防災安全課、観光交流課)
- ○国内外観光客等の安全確保
- ・島根県等の関係機関と連携し、旅館・ホテル等における帰宅困難者対策の推進や安否確認手段の確保を図る必要がある。(防災安全課、観光交流課)
- ○無電柱化の推進【再掲】
- ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進 が必要である。(建設企画課)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、 避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ○市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
- ・5 つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- ○支援協定締結団体との連携強化【再掲】
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- ○避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
- ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるととも に、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。 (防災安全課、地域福祉課)

- ○公衆無線 LAN の整備【再掲】
- ・緊急時に携帯電話網が使用不能に陥ることが想定されるため、それに代わる通信 手段を確保し、災害情報を取得する必要がある。(政策企画課)
- ○ケーブルテレビネットワークの光回線化【再掲】
- ・市内ケーブルテレビ回線で使用されている同軸ケーブルは、経年劣化による耐久性の低下及び耐雷性が脆弱であることから、耐久性に優れ、荒天時でも安定する通信網を整備する必要がある。(政策企画課)
- ○地域における要配慮者対策(外国人対策)【再掲】
- ・外国人は言語の違いにより、専門用語が多い災害情報を把握しにくいため、通 訳・相談等のコミュニケーション支援が必要となる。(定住関係人口推進課)
- ○地域コミュニティの活動の促進
- ・中山間地域では、人口流出・高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持が困難になる集落が増えていることから、災害時に情報の収集・伝達や救助・支援が行える地域づくりが必要である。(まちづくり推進課)
- ○社会福祉施設の災害予防・避難計画の策定
- ・社会福祉施設には火災などを想定した避難訓練の実施、避難計画の策定などが義務付けられており、安全な避難経路の確保に向けた実践的な訓練を行う必要がある。(地域福祉課)
- ○幼稚園の災害予防・避難計画の策定
- ・幼稚園には火災などを想定した避難訓練の実施、避難計画の策定などが義務付けられており、安全な避難経路の確保に向けた実践的な訓練を行う必要がある。 (子育て支援課)

5 経済活動を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- ○支援協定締結団体との連携強化【再掲】
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- ○事業所における防災力の向上等
- ・市内事業者の職員の防災意識啓発や事業所の防災活動推進が必要である。(防災 安全課、商工労働課)
- ・過去の災害や全国での様々な災害により市内事業者の防災意識は高まっているが、地域の防災訓練への参加は少ない状況である。(防災安全課、商工労働課)
- ○企業(事業所)における防災体制の整備
- ・市内事業者における防災組織の整備の促進を図ることが必要である。(防災安全 課、商工労働課)
- ○企業(事業所)における事業継続の取組の推進
- ・市内事業者における業務継続計画(BCP)の策定が必要である。(防災安全課、商工労働課)
- ○緊急輸送道路の整備【再掲】
- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。(建設企画課)

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への 甚大な影響

- ○支援協定締結団体との連携強化【再掲】
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- ○無電柱化の推進【再掲】
- ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進 が必要である。(建設企画課)

5-3 海上輸送の機能停止による海外貿易への甚大な影響

- ○港湾機能の強化
- ・非常時における海上輸送ネットワークを確保するため、事前の体制構築、迅速・ 円滑な航路啓開等に取り組む必要がある。(産業振興課)
- ・港湾 BCP (業務継続計画) の策定を進める必要がある。(産業振興課)
- ・浜田港等について、海上輸送拠点としての機能の強化に努める必要がある。(産業振興課)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- ○支援協定締結団体との連携強化【再掲】
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- ○無電柱化の推進【再掲】
- ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進 が必要である。(建設企画課)
- ○ガス施設の安全化
- ・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、高圧ガス施設の安全性が確保できない可能性があるため、高圧ガス施設に対して防災対策を指導する必要がある。 (予防課)

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ○支援協定締結団体との連携強化【再掲】
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災 安全課)
- ○水道施設の安全化【再掲】
- ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、水道・工業用水道施設の安全性を確保するため、施設の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。(工務課)

- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各水源の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策を推進する必要がある。(工務課)
- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係 機関との相互連携体制を確立する必要がある。(工務課)
- ・災害時の上工水需要家ほか関係機関と連絡体制について、NTT 回線の不通も想定し、代替方法を検討する必要がある。(工務課)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ○支援協定締結団体との連携強化【再掲】
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- ○し尿処理施設の安全化
- ・長時間にわたる施設の機能停止を防ぐため、早期復旧を図る対策等の検討が必要である。(環境課)
- ○下水道施設の安全化【再掲】
- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、下水道施設(集落排水施設含む)の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。(下水道課)
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持あるいは回復を図るため下水道 BCP(業務継続計画)の実効性の向上を図る必要がある。(下水道課)

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

- ○支援協定締結団体との連携強化【再掲】
- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- ○公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備
- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集・共有体制を強化する必要がある。(まちづくり推進課)
- ○防災空間の確保・交通施設の安全化【再掲】
- ・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備や農林道の橋梁の耐震対策な ど、施設の耐震化等の対策を進める必要がある。(農林振興課)
- ○道路寸断への対応【再掲】
- ・迂回路として活用できる農道や林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道 路管理者間で共有する必要がある。(農林振興課)
- ・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保や防災対策を実施する必要がある。(維持管理課)
- ○交通規制の実施責任者、実施体制の整備【再掲】
- ・道路の損壊等の発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重 大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(農林振興課、維持 管理課)
- ○緊急輸送道路の整備【再掲】
- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。(建設企画課)

- ○幹線道路の迂回路線の改良【再掲】
- ・主要幹線の迂回路としての機能を有する道路の整備・改良を行う必要がある。(建設整備課)
- ○道路の災害防除事業の推進【再掲】
- ・法面の崩壊等による交通の分断を防ぐため、災害防除を促進する必要がある。(建設整備課、維持管理課)
- ○橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化【再掲】
- ・架設から30年を経過した橋梁や古いトンネル等が多く存在するため、今後も修繕を要する施設が増える見込みであり、長寿命化等の老朽化対策が必要である。 (維持管理課)
- ○通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化【再掲】
- ・緊急輸送道路沿いの旧耐震基準の建築物が地震で倒壊した場合、緊急輸送道路を 閉塞するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。(建築住宅課)
- ○狭あい道路の解消【再掲】
- ・幅員 4.0m 未満である建築基準法第 42 条第 2 項の市道は、緊急車両の通行が困難で災害時に救助の妨げとなるため、狭あい市道の拡幅を促進する必要がある。 (建築住宅課)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ○避難路となる道路の充実【再掲】
- ・幅員狭小や一方通行等により、避難路としての機能が十分でない道路がある。(建設整備課)
- ○市営住宅の老朽化対策と更新等【再掲】
- ・市営住宅の安全性を確保するため、施設の長寿命化や建替えを計画的に進める必要がある。(建築住宅課)
- ○狭あい道路の解消【再掲】
- ・幅員 4.0m 未満である建築基準法第 42 条第 2 項の市道は、緊急車両の通行が困難で災害時に救助の妨げとなるため、狭あい市道の拡幅を促進する必要がある。 (建築住宅課)
- ○出火防止【再掲】
- ・大規模災害時には広範囲にわたる長時間停電の発生が懸念される。再通電時には電気機器又は電気配線からの火災が発生するおそれがある。(予防課)
- ○避難訓練【再掲】
- ・大規模災害時には被災建物等からの逃げ遅れが多数発生するおそれがある。(予 防課)

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- ○無電柱化の推進【再掲】
- ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進 が必要である。(建設企画課)

- ○交通規制の実施責任者、実施体制の整備【再掲】
- ・道路の損壊等の発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(農林振興課、維持管理課)
- ○通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化【再掲】
- ・緊急輸送道路沿いの旧耐震基準の建築物が地震で倒壊した場合、緊急輸送道路を 閉塞するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。(建築住宅課)

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- ○土砂災害の防止、公共土木施設の安全化【再掲】
- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせて治山対策を推進する必要がある。(農林振興課、建設企画課)
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及 び地すべり危険地区の周知が必要である。(農林振興課、建設企画課)
- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、 対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要 がある。(農林振興課、建設企画課)
- ○農業基盤施設の安全化【再掲】
- ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。(農林振興課)
- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。(農林振興課)

7-4 農地・森林等の被害による国土の荒廃

- ○土砂災害の防止、公共土木施設の安全化【再掲】
- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせて治山対策を推進する必要がある。(農林振興課、建設企画課)
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及 び地すべり危険地区の周知が必要である。(農林振興課、建設企画課)
- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、 対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要 がある。(農林振興課、建設企画課)
- ○農地等の保全の取組
- ・農地等の地域資源は下流域の湛水を防止するなどの防災機能も有しているが、農村地域においては、人口減少や高齢化等の進行等により、保全管理上の問題が深刻化していることから、農地の保全等を推進する必要がある。(農林振興課)
- ○森林整備及び森林保全の取組【再掲】
- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから森林整備を実施するとともに、国土の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、市民生活を守るための森林機能を発揮させる取組が必要である。(農林振興課)

- ○農業基盤施設の安全化【再掲】
- ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。(農林振興課)
- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。(農林振興課)

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

- ○消防法に定める危険物施設の予防対策
- ・地震が発生した場合、軟弱な地盤地域ほど地震動や液状化の影響を受けやすく、 施設が被災する危険性が高いため、危険物施設の実態把握、指導及び啓発を引き 続き推進していく必要がある。(予防課)
- ○火薬類施設の予防対策
- ・地震などにより災害が発生するおそれがあるため、火薬類取締法に基づく立入検査等により適正な保安管理を指導する必要がある。(予防課)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- ○罹災証明書の発行体制の確保
- ・家屋被害が多いほど、家屋調査員が多数必要となるため、罹災証明書を迅速に発行するためには、十分な調査員の確保が必要である。(防災安全課)
- ○廃棄物処理体制の整備
- ・災害時に、廃棄物の処理停滞により復旧・復興が遅れないように、災害廃棄物処理計画の策定が必要である。(環境課)
- ・生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物を適正かつ速やか に処理できる仕組みづくりが必要である。(環境課)
- ○残土処理場の確保
- ・建設発生土について、常設の残土場がないため、大規模災害時の大量の残土の行き場がなく、復旧に支障をきたす。(建設整備課)
- 8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
- ○罹災証明書の発行体制の確保【再掲】
- ・家屋被害が多いほど、家屋調査員が多数必要となるため、罹災証明書を迅速に発 行するためには、十分な調査員の確保が必要である。(防災安全課)
- ○被災宅地等の危険度判定の実施【再掲】
- ・地震により被災した宅地や建築物の危険性を判定し、余震等による二次被害を防ぐため、被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の体制を維持する必要がある。(維持管理課、建築住宅課)

8-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ○地籍調査事業の推進
- ・災害からの迅速な復旧・復興を図るために、地籍調査事業を推進する必要がある。(地籍調査課)
- ○応急仮設住宅の供給【再掲】
- ・応急仮設住宅を円滑かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。(建築住宅課)

令和2年9月29日 議会全員協議会資料 地域政策部まちづくり推進課

浜田市まちづくり総合交付金制度 改正検討委員会検討結果

令和2年8月

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会

目次

1	検	討の目的・	• • • •	• • • •	• •	• •	• •		•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	2
2	検	討体制・・							•			•	•	•		•	•	•	•	2
3	検	討の要点・			• •				•			•	•			•		•	•	2
4	検	討結果																		
	(1)	新たな算別	定項目のi	追加につ	いて				•	• •		•	•	•		•	•	•	•	3
	(2)	支援(連	隽)体制に	こついて					•			•	•			•	•	•	•	4
	(3)	課題解決	特別事業に	こついて								•	•	•		•	•	•	•	5
	(4)	制度全般	こついて		• •				•			•	•			•		•	•	6
参	参考資	資料																		
•	・浜日	田市まちづ	くり総合2	交付金交	付要綱	•			•			•	•	•		•	•	•	•	7
•	・浜日	田市まちづ	くり総合2	交付金制。	度改正	検言	寸委」	員会	設置	要#	岡 •	•	•	•		•	•	•	•	14

1 検討の目的

住民主体のまちづくりを支援するために平成23年度に創設された「浜田市まちづくり総合交付金制度」は、今年度(令和2年度)末で制度実施後10年が経過する。

この間、平成28年度に制度の改正が行われ、また、平成30年度には中間検証を実施し、その都度制度の見直しを行ってきた。

令和3年度以降、第3期まちづくり総合交付金制度を実施するにあたり、これまで運用してきた中で寄せられた要望や課題に応えるべく、交付金制度の改正について検討を行うものである。

2 検討体制

平成 30 年度に中間検証を行った「浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会」 委員を中心メンバーに検討を行った。

(1) 委員構成

団体	職名	氏名	備考
島根県立大学	教授	金野和弘	委員長
島根県西部県民センター石央地域振興課	課長	俵 正光	副委員長
浜田自治区地域協議会	委員	細川 良一	
金城自治区地域協議会	委員	塚本 守	
旭自治区地域協議会	委員	徳川 博	
弥栄自治区地域協議会	副会長	岡本薫	
三隅自治区地域協議会	委員	大山 祐司	
浜田市公民館連絡協議会	会長	三浦 博美	
浜田市生涯学習課	課長	村木 勝也	

(2) 事務局 浜田市地域政策部まちづくり推進課

3 検討の要点

平成30年度に実施した中間検証では、平成28年度の主な改正点について、地区まちづくり推進委員会へのヒアリングやアンケート調査等の結果を踏まえて評価・検証を実施し改正を行った。今回検討するにあたり、中間検証でいただいた意見等を踏まえ、交付金制度の内容(財政支援)と併せて、制度を有効的に活用するための仕組み(人的支援等)について、総合的に検討を行った。

4 検討結果

(1) 新たな算定項目の追加について

1) 新たな算定項	目の追加について
意見	 ・基礎額と活動費は地域の活動財源として、非常に重要な財源であるため、これ以上減額しないでほしい。元の算定に戻してほしい。 ・高齢化割、中山間地域加算を検討してほしい。 ・算定する際は、それぞれの地域が置かれている実情・実態を可視化する観点から辺地制度(辺地度点数)の考え方を取り入れてほしい。
検討の方向性	市街地や中山間地では、生活環境や人口規模も異なり地域活動の 内容も多種多様である。市街地・中山間地域それぞれ特有の地域課題 を有しており、地域特性に応じた交付金の算定・加算を検討する。
検討内容	新たな算定項目の追加 (1) 高齢化加算 (2) 年少人口加算
検討結果	新たに次の算定項目を追加する。 (1) 高齢化加算 高齢化が進んでいる地域において課題となっている担い手不 足や高齢化に対応する事業を実施する必要があるため 〔対 象〕 高齢化率※1が市平均を超えている地区まちづくり推進委員会 ※1地区まちづくり推進委員会の全人口に占める65歳以上人口割合 [加算額] 活動費 × 市平均を超えた割合(傾斜配分) (2) 年少人口加算 将来を担う子どもへの事業(共育・郷育事業など)に関する取り組みを推進するため 〔対 象〕 年少人口率※2が市平均を超えている地区まちづくり推進委員会 ※2地区まちづくり推進委員会の全人口に占める14歳以下人口割合 [加算額] 活動費 × 10%

(2) 支援(連携)体制について

2/ 文	体制について					
意見	 ・事務処理の簡素化をしてほしい。 ・報告書の様式を変えられて困惑している。頻繁に変えられると困る。 ・交付金の使途について、行政からもっとチェックがあってもよいのでは。 ・活動の参考及びお互いの地域事情に対する理解度を深めるために他団体の活動事例を紹介してほしい。 					
検討の方向性	事務負担の軽減については、平成28年度の改正において、各種様式の簡略化を行っており、交付団体において事業内容等を自己評価するためにも一定の報告書の作成・提出は必要である。ただし、事務に過度の負担がかかり、活動に影響を与えることがないよう、まちづくり団体の活動を推進するための多面的な支援(連携)を検討する必要がある。					
検討内容	(1) 事務的支援の充実(2) 積極的な情報提供(共有)(3) 公民館((仮称) まちづくりセンター) との連携					
検討結果	(1) 事務的支援の充実 ア 交付金の手引きの刷新及び周知 ⇒ 支出費目の明確化及び支出例、Q&Aの記載など ⇒ 手引きの配布及びホームページの活用 イ 交付金事務説明会の開催 (2) 積極的な情報提供(共有) ア 課題解決実践集の作成 イ 団体紹介(市ホームページ) ウ 事業計画書・報告書及び交付金活用実績の紹介 (3) 公民館((仮称) まちづくりセンター) との連携 ア センター職員への計画的な研修の実施 イ まちづくり計画策定(更新)支援					

(3) 課題解決特別事業について

3) 課題解決特別	事業について						
意見	・審査基準が厳しい。 ・事業計画書の作成に苦慮している。 ・地域全体の課題解決を行うための取組や複数の地区まちづくり推進委員会が連携して取り組む活動は、必然的に広域的で事業規模も大きくなるため、交付上限額を引き上げてほしい。 課題の掘り起こしや企画段階からサポートができるような仕組みと体制を検討する。 上限額の引き上げについては、現在の予算の範囲内において、募集方法や審査基準の見直しによって対応することも可能であることから、積極的に制度の見直しを検討する。併せて通常事業との差別化を図るため、下限額の引き上げも検討する。 (1) 支援体制の充実 (2) 交付下限額及び上限額の引き上げ ※現状 下限額:10万円 上限額:100万円						
検討の方向性							
検討内容							
	 (1) 支援体制の充実 ア 実施フローの見直し、支援(相談)体制の強化 ⇒ 意向調査の実施 → まちづくりコーディネーターによる支援 イ 事業計画書策定マニュアルの作成 (2) 交付下限額及び上限額の引き上げ 						
	事業内容	下限額	上限額				
検討結果	ア 地域の課題解決に向けて取り組む事業	む事業					
	イ 中長期的(複数年度)にわたって地域 課題の解決に取り組む事業 ウ 他団体へのモデルとなるような、先進 的な事業	20 万円	100 万円				
	複数の地区まちづくり推進委員会が連 エ 携して広域的な地域課題を解決するた めに取り組む活動		100 万円 ×連携 団体数				

(4) 制度全般について (附帯意見)

まちづくり総合交付金制度は平成23年度から実施され、今年度で10年が経過するが現在では地域活動の貴重な財源となっており、本交付金を活用し各地域の課題解決のための事業や特徴ある事業に取り組まれている。

本制度については、次年度以降においても制度全般に係る事項や公民館のコミュニティセンター移行後のまちづくり団体との連携や支援など、今後の情勢を注視し引き続き検討すべき事項があるため、下記のとおり附帯意見を付して報告する。

ア まちづくり総合交付金制度のあり方について

今後も住民主体のまちづくりを推進していくためにも、長期的に制度を継続する とともに地域と行政の協働による地域活動を推進することの大切さや交付金の趣旨 及び目的を地域住民に対して改めて説明する必要がある。

また、よりきめ細やかな支援を行うためにも、地域性を反映した制度設計が求められており、それぞれの地域の実情を各地域間で共有した上で、まちづくり団体の取組や活動拠点の実態に応じた支援を総合的に行う必要がある。

加えて、交付金を活用した取組や成果が広く市民に理解され、他のまちづくり団体へ活動の輪が拡がるような情報提供・共有の仕組みや機会も用意する必要がある。

イ 地区まちづくり推進委員会による活動の推進について

地区まちづくり推進委員会は、令和3年度から施行予定の(仮称)浜田市協働のまちづくり推進条例においても、地区の課題解決や活性化を図るための組織として、個性を活かしたまちづくりを進める重要な役割が期待されている。

よって、地区まちづくり推進委員会の貴重な財源として活用されているまちづくり総合交付金については、更なる充実の上、継続すべきである。

なお、浜田市総合振興計画において「地区まちづくり推進委員会」の組織育成を目標に掲げ、その組織化を進めているが、依然として未設立地区も存在しているため、今後は、設立に向けた人的支援だけでなく、まちづくり総合交付金制度においても基礎額(均等割・世帯数割・面積割)と活動費の交付比率を変更するなど、財政的な面からも組織化を促すような交付金制度の仕組みにする必要がある。

ウ 交付金制度の検証について

市民にとって身近な公民館エリアでのまちづくり活動の支援に力を入れるため、 令和3年度から公民館がコミュニティセンター化され、まちづくり機能の充実が図ら れるが、移行後の活動状況や地域コミュニティとの関係性などを分析・検証し、時代 とともに変わりゆく地域課題や地域事情に対応できるよう必要に応じて改正を検討 すべきである。

平成23年3月31日告示第40号

改正

平成24年3月30日告示第40号 平成25年3月29日告示第39号 平成28年3月23日告示第24号 平成29年3月29日告示第45号 平成31年3月29日告示第55号 令和2年4月23日告示第97号

(目的)

- 第1条 この告示は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等に対し、浜田市まちづくり総合交付金(以下「総合交付金」という。)を交付することにより、住民主体によるまちづくり活動を支援するとともに、その気運の醸成を図り、もって活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的とする。
 - (定義)
- **第2条** この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱(平成23年浜田市告示第39号。以下「認定要綱」という。)第6条の規定により認定を受けた団体をいう。
 - (2) 町 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の町をいう。
 - (3) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体(第1号に規定する団体を除く。)をいう。

(交付対象者)

- 第3条 総合交付金の交付の対象となる団体(以下「交付対象者」という。)は、 地区まちづくり推進委員会及び町内会等のうち、継続的に次の各号のいずれか に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 総会又は役員会の開催等組織の運営に関すること。
 - (2) 地域の環境及び景観の保全に関すること。
 - (3) 地域の防犯及び防災に関すること。
 - (4) 青少年の健全育成に関すること。
 - (5) 健康福祉の向上に関すること。
 - (6) 地域文化の継承及び創出に関すること。
 - (7) 地域コミュニティの維持及び形成に関すること。
 - (8) 生活基盤の確保に関すること。
 - (9) 地域資源の活用に関すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると認められること。

(総合交付金の区分及び額)

第4条 総合交付金の区分及び額は、別表に定めるとおりとし、その総額は予算

の範囲内とする。

(総合交付金の使途の制限)

- 第5条 総合交付金は、次の各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に 定める活動に要する経費に充てるものとする。この場合において、交付対象者 は、均等割、世帯数割及び面積割に係る総合交付金に限り、交付対象者を構成 する団体に交付し、当該団体が主体となり行う活動に要する経費に充てること ができる。
 - (1) 均等割、世帯数割、面積割及び活動費 第3条に掲げる活動
 - (2) 課題解決特別事業費 次に掲げる活動(その活動に要する経費が10万円 以上のものに限る。)
 - ア 認定要綱第9条第1項に規定する地区まちづくり計画に基づき、地域課題を解決するために取り組む活動又は既存の活動を拡充して取り組む活動
 - イ 複数の地区まちづくり推進委員会が連携して広域的な地域課題を解決 するために取り組む活動
 - (3) 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費 地区まちづくり推進委員会として認定を受けるために行う調査、検討その他の活動
- 2 総合交付金は、次に掲げる経費に充ててはならない。
 - (1) 宗教的活動に要する経費
 - (2) 政治目的の活動に要する経費
 - (3) 物品(原則として単価が20万円未満のものを除く。)又は酒類の購入に要する経費
 - (4) 建物の整備、修繕等(原則としてその費用が60万円未満のものを除く。) に要する経費
 - (5) 寄附又は協賛に要する経費
 - (6) その他市長が適当でないと認める経費

(交付可能額の事前通知)

第6条 市長は、交付対象者が総合交付金の交付を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、当該交付対象者が翌年度において交付を受けることができる総合交付金(課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。以下「交付可能額」という。)の見込額を算定し、まちづくり総合交付金交付可能額通知書(様式第1号)により当該交付対象者に通知するものとする。

(交付申請)

- 第7条 総合交付金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、総合交付金の交付を受けようとする年度の6月末日(地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものにあっては、市長が別に定める期日)までにまちづくり総合交付金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

- (3) その他市長が必要と認める書類 (交付決定等)
- 第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、まちづくり総合交付金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、総合交付金の全部又は一部を交付するものとする。

(変更交付申請等)

- 第9条 総合交付金の交付決定を受けた団体(以下「交付事業者」という。)は、 その交付決定のあった額(以下「交付決定額」という。)を変更しようとする ときは、まちづくり総合交付金変更交付申請書(様式第4号)に第7条各号に 掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定 し、まちづくり総合交付金変更交付決定(却下)通知書(様式第5号)により 申請者に通知するものとする。

(団体の新設等)

- 第10条 年度の途中において、地区まちづくり推進委員会を新たに設置し、又は解散した場合における総合交付金の額等必要な事項は、市長が別に定める。 (繰越し等)
- 第11条 交付事業者は、総合交付金の交付を受けた年度(以下「事業年度」という。)の決算において余剰金が生じたときは、当該余剰金(課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。)を事業年度の翌年度に限り繰り越してこれを使用することができる。
- 2 前項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越してこれを使用しよ うとする交付事業者は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金繰越 協議書(様式第6号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければな らない。
- 3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、繰越しの可否を決定し、まちづくり総合交付金繰越承認(不承認)通知書(様式第7号)により当該繰り越して使用することができる余剰金(以下「繰越金」という。)の額を通知するものとする。
- 4 市長は、交付事業者が第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越したときは、同年度における交付決定額から、次の各号に掲げる団体の区分に応じ当該各号に定める額を控除し、これを交付するものとする。
 - (1) 地区まちづくり推進委員会のうち、繰越金相当額が当該事業年度における交付可能額の5分の1の額を超えるもの 当該繰越金相当額から当該5分の1の額を控除した額
 - (2) 町内会等 当該繰越金相当額 (積立て)
- 第12条 地区まちづくり推進委員会は、総合交付金を事業年度の翌年度以降において行う活動に要する経費に充てようとするときは、当該総合交付金を積み立てることができる。

- 2 前項の規定により総合交付金を積み立てようとする地区まちづくり推進委員会は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金積立計画協議書(様式第8号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、積立ての可否を決定し、まちづくり総合交付金積立承認(不承認)通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(実績報告)

- 第13条 交付事業者は、事業年度の翌年度の4月末日までにまちづくり総合交付金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 会計監査を受けたことが確認できる書類
 - (4) 総合交付金の使途を確認できる書類(交付を受けた総合交付金の一部を 交付事業者の構成団体又は関係団体に交付した場合に限る。)
 - (5) 活動状況が確認できる写真
 - (6) 積立金の管理状況が確認できる書類(交付を受けた総合交付金の一部を積立金として保有している場合に限る。)
 - (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合交付金の 交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により総合交付金の交付を受けたとき。
 - (2) 総合交付金を第5条第1項各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該 各号に定める活動以外の活動に使用したとき。

(総合交付金の返還)

- **第15条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、当該各 号に定める部分のまちづくり総合交付金の返還を命ずるものとする。
 - (1) 第11条第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越した交付事業者が、当該翌年度の決算において繰越金に余剰金を生じさせたとき 当該繰越金の余剰金に係る部分
 - (2) 第12条第1項の規定により総合交付金を積み立てた交付事業者が、当該 積み立てた総合交付金を充てようとした経費に係る活動を完了した場合等 において、当該積み立てた総合交付金に余剰金を生じさせたとき 当該積み 立てた総合交付金の余剰金に係る部分
 - (3) 前条の規定により総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したとき 当該総合交付金の取消しに係る部分

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告の特例)

3 令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告については、第13条各 号列記以外の部分中「事業年度の翌年度の4月末日」とあるのは、「令和2年 6月30日」と読み替えて同条の規定を適用する。

附 則 (平成24年3月30日告示第40号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る総合交付金について適用し、同日前の申請 に係る総合交付金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日告示第39号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(第14条を除く。)の規定は、平成25年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成24年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月23日告示第24号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項及び附則第4項に定めるものを除き、この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(以下「新告示」という。)の規定は、平成28年 度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成27年度分までの総合交付金 については、なお従前の例による。
- 3 新告示第16条の規定は、平成27年度分までの総合交付金についても、適用する。

(平成28年度の総合交付金の特例)

4 平成28年度に交付する総合交付金については、新告示第12条第4項第1号の 規定は、適用しない。

附 則(平成29年3月29日告示第45号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第55号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月23日告示第97号)

この告示は、令和2年4月23日から施行する。

別表 (第4条関係)

総合交付金の額

/NCV	3父竹金6		<u></u>		※ △ 六 付 △ の 妬
	11- kk dal	区	ガ		総合交付金の額
1	均等割	L I			1町内会等につき2万円
2	世帯数領	割			総合交付金を交付する年
					度の前年度の2月1日
					(以下「基準日」とい
					う。)における交付対象
					団体の世帯数に次の各号
					に掲げる団体の区分に応
					じ、当該各号に定める金
					額を乗じて得た額
					(1) 地区まちづくり
					推進委員会 1,500円
					(2) 町内会等 1,200
					円
3	面積割				基準日における交付対象
					者の区域の面積に1へク
					タールにつき100円を乗じ
					て得た額
4	活動費	(1) 認定要綱	第3条第15	頁第1号又は第	1の公民館の管轄する区
		2号の規定に	よる地区まり	ちづくり推進委	域又は1の小学校の校区
		員会			につき100万円(世帯数が
					1,500世帯以上のものにあ
					っては、200万円)
		(2) 前号以外	ア 単一の	世帯数がおおむ	30万円
		の地区まちづ	町で構成	ね150世帯以上	
		くり推進委員	される地	500世帯未満	
		会	区まちづ	世帯数が500世	50万円
			くり推進	帯以上750世帯	
			委員会	未満	
				世帯数が750世	75万円
				帯以上1,000世	
				帯未満	
				世帯数が1,000	100万円
				世帯以上1,500	
				世帯未満	
				世帯数が1,500	200万円
				世帯以上	
			 イ 複数の	世帯数がおおむ	30万円
<u> </u>			, 10, 20, 12	1 11 // N 40 40 40	1 20/2/1

	町で構成	ね100世帯以上	
	される地	300世帯未満	
	区まちづ	世帯数が300世	50万円
	くり推進	带以上400世帯	
	委員会	未満	
		世帯数が400世	75万円
		帯以上500世帯	
		未満	
		世帯数が500世	100万円
		帯以上1,500世	
		帯未満	
		世帯数が1,500	200万円
		世帯以上	
5 課題解決特別事業費			50万円(複数年度にわた
			って地域課題の解決に取
			り組む活動又は他団体へ
			のモデルとなるような先
			進的な活動の場合は、100
			万円)
6 地区まちづくり推進委	地区まちづ	くり推進委員会	5 万円
員会設立促進事業費	として認定さ	を受けることを	
	検討してい	る団体	
	地区まちづ	くり推進委員会	20万円
	として認定さ	を受けることを	
	決定していん	る団体	

備考

- (1) 総合交付金は、次に掲げる額の合計額(当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)以内の額とする。
 - ア 地区まちづくり推進委員会 第1項から第5項までの額
 - イ 町内会等 第1項から第3項まで及び第6項の額
- (2) 「公民館」とは、浜田市立公民館条例(平成17年浜田市条例第95号)第 2条第1項の公民館をいう。
- (3) 「小学校の校区」とは、平成22年4月1日における浜田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成17年浜田市教育委員会規則第15号)別表第1に規定する小学校の校区をいう。
- (4) 「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体」及び「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体」とは、町内会等で組織された団体であって、当該団体において地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討し、又は決定していると市長が認めるものをいう。

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正を行うにあたり、広く関係者の意見を聴取するため、浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事項について調査検討する。
 - (1) 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正に関すること。
 - (2) 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱の見直しに関すること。
 - (3) その他市長が必要と認めること。

(構成等)

- 第3条 委員会は、15人以内の委員で構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 識見者
 - (2) 各種団体から推薦された者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市の職員
 - (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、浜田市まちづくり総合交付金制度の改正に関しての検討に要する間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を 聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第7条 委員が委員会の会議に出席した場合は、日額6,000円の報償費及び浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の規定の例により旅費に相当する額の実費弁償を支給する。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、地域政策部まちづくり推進課において処理する。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

山陰浜田港公設市場の開設までのスケジュールについて(報告)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響のなか、指定管理者によるテナント募集等の開設準備の遅れや仲買事業者の売上急減により移転しにくい状況となり、令和2年6月に 両事業者から開設延期の要望書の提出がありました。

これを踏まえ、指定管理者及び仲買事業者と検討し、オープン時期を令和2年11月から令和3年3月に変更しました。

つきましては、開設までのスケジュールについて、両事業者と協議しましたので、 以下のとおり報告します。

	内 容					
日付	指定管理者	仲買事業者				
R2. 9/1	➤ 9月補正予算上程 ※オープン時期変更等に伴う維持管:	理経費の調整				
R2. 10 月	➤ 山陰浜田港公設市場改修工事竣工					
R2. 11/1	➤ 指定管理開始 (R2.11/1~R6.3/31) 〔指定管理者〕(㈱第一ビルサービス					
R2.11~12月	▶ テナント事業者、水産加工品等の 仕入れ事業者等との商談・契約▶ 内装工事、什器等の整備	▶ 各事業者において自社の什器等の 整備				
R3. 1~2 月	▶ 専用HP開設▶ 営業開始に係る関係機関への各種 手続き▶ オープンに向けた広報PR活動	★ 営業開始に係る関係機関への各種手続き★ 公設市場へ移転★ 仲買売場退去				
R3.3月中旬 ※日時は調整中	➤ 公設市場オープン※開所式実施(セレモニー、イベン	ト等)				

令 和 2 年 9 月 29 日 議会全員協議会資料 弥栄支所防災自治課

弥栄サービスステーションの支援の状況について (報告)

令和2年6月26日全員協議会で、弥栄サービスステーション維持支援補助金の予 算執行保留について解除していただきました。その後のサービスステーションへの支 援の状況等について、下記のとおり報告します。

記

1 弥栄サービスステーションを応援する会の活動状況

(1) 周知活動

ア 町内全集落へ入会の依頼 全26集落

イ SNSの活用

(2)会員特典準備

スタンプカード、クーポン券の発行

幟旗の設置

(3)会員加入状況



スタンプカード

(単位:人)

区 分	8/31 現在(6/22 時点)	初年度計画【最終】
正会員	114 (73)	118 【177】
賛助会員	203 (122)	219 【328】
計	317 (195)	337 [505]

(4) 会費収入状況 8月31日現在 1,669千円(初年度計画:1,634千円)

2 会議等の開催

6月29日 運営委員会 業務の確認

7月20日 臨時総会

8月22日 理事会 現状報告と今後の進め方の協議

3 改修工事

着工 8月4日

竣工 10月下旬(予定) オープン 11月2日(予定)



工事の状況

歴史文化保存展示施設専門検討委員会の検討状況について

第1回

日時: 令和 2 年 8 月 3 日(月) 午後 1 時 30 分~3 時

場所:浜田市世界こども美術館 3階 多目的ホール

出席委員:12人(テレビ会議使用)

議題: (1) 委嘱状交付

(2) 歴史文化保存展示施設専門検討委員会設置要綱について

(3) 会長・副会長・部会長・副部会長の選出について

■ 委員会 - 会長 : 長畑実 副会長 : 仲野義文

■ 展示部会 - 部会長:仲野義文 副部会長:隅田正三

■ 活用部会 - 部会長:長畑実 副部会長:濵崎政寿

(4) 浜田市の「歴史文化保存展示施設」の整備方針について(市長説明)

(5) 今後の予定について

(6) 意見交換

意見要旨:別紙のとおり

第2回

日時: 令和2年8月31日(月)午前10時~11時50分

場所:浜田公民館 1階 研修室 出席委員:12人(テレビ会議使用) 議題: (1)事業費内訳について

> ■ 中山委員より、第1回での発言について、訂正の申し出が あり、了承された。

-【第1回での発言】—

建築費用の㎡単価を計算すると(建物建設費用約4億5千万円/平屋約600㎡=75万円/㎡)、バブル期の博物館建設費用と同程度である。空調や消火設備なども考えて、効率的に設計をすると、同じ予算でもよりよい施設になる可能性がある。

-【 発言の訂正 】-

第1回終了後、整備費積算根拠の詳しい資料を受領した。積算には、増設部分のほか、世界こども美術館の改修費用などが含まれていることがわかり、単純な単価計算では、正確な分析ができていないことが判明した。ちなみに、建設費は53万円/㎡で計算してあり、一般的な建設費だと思う。従って、「バブル期のような建設費用」という発言の訂正をお願いする。

- (2) 浜田郷土資料館の活動や資料状況について
- (3) 世界こども美術館創作活動館の活動や資料状況について

意見要旨:別紙のとおり

第 1 回 歷史文化保存展示施設専門検討委員会 意見要旨

No.		内容
1	意見	歴史文化保存展示施設が開館した後の人の配置等の体制
		はどう考えているのか?
	回答	館長は浜田市世界こども美術館創作活動館館長と兼任、
		学芸員1名、事務員1名、嘱託職員1名を考えているが、
		本検討委員会で検討を加えていただきたい。
2	意見	従来からの博物館展示の問題点(歴史資料は展示してい
		るだけでは興味を引かない)を踏まえると、今後は映像な
		どに力を入れる必要がある。また、HP も充実させ、博物
		館に近隣施設の情報の発信源としての役割も持たせるこ
		とも大切である。
3	意見	近年グローバルヒストリーという歴史の考え方がある。
		人の営みが歴史のスタートではなく、地球的規模で歴史
		を捉えることである。このような世界的な視野で考えた
		上で、誇れるようなコンセプトを掲げた博物館を目指し
		たい。
4	意見	小学校で「ふるさとの 50 人」を用いた授業をしている。
		それらのふるさと郷育に役立つ施設にしたい。
5	意見	来浜をしたときに、肌感覚で浜田の実情を知るために、子
		育て世代の方に会ったり、小学校や幼保園を回ったりす
		るような機会を作っていただきたい。
6	意見	建築費用の㎡単価を計算すると(建物建設費用 4 億 5 千万
		<u>円/平屋 600 ㎡ = 75 万円/㎡)、バブル期の博物館建設費用</u>
		と同程度である。 空調や消火設備なども考えて、効率的
		に設計をすると、同じ予算でもよりよい施設になる可能性
		がある。一般的には建築費用の㎡単価は40~60万円程度。
	回答	今後、コンサル業者決定後、詳しく相談をさせていただき , 、 ,
	* -	たい。
7	意見	子どもに分かる、大人も楽しめるという展示は難しいと
	本 日	感じている。この点も、今後の議論になればと思う。
8	意見	学習室や子どもが触れることのできる展示も必要と考え
		る。世界こども美術館は展示等に関してもすでにノウハー
		ウがあるので、複合化のメリットが推進できるような検
		討を進めたい。

[※] No.6 の意見で、取消し線部分は、第 2 回専門検討委員会で発言の訂正の申 し出があり、了承された。

第2回 歴史文化保存展示施設専門検討委員会 意見要旨

議題	「事業費内	訳について」
No.		内容
1	意見	第 1 回検討委員会で発言をした建設単価については、会
		議終了後に、整備費積算根拠の詳しい資料を受領し、積算
		根拠となった金額には、世界こども美術館の改修費用や
		諸経費が含まれていることを確認し、単純な単価計算で
		は、正確な分析ができないことが判明した。ちなみに、建
		設費は1m ³ あたり53万円となり、一般的な建設費だと思
		う。
		従って、「バブル期のような建設単価」という発言の訂正
		をお願いする。
2	意見	建設費については、新聞報道もなされたため、他の博物館
		の建設費用との比較の中で、市民にも伝える必要がある
		と考える。
		ちなみに、他館の㎡単価は、県立出雲古代歴史博物館は 56
		万円、出雲弥生の森博物館は43万円である。
	回答	建設費については、当教育委員会や市内業者に専門知識
		を有する者がいないために、建築住宅課と相談して積算
		した。また建設単価は面積が狭いほど高いこともある。
		今年度、専門業者とコンサル業務を契約する予定であり、
		建設費用等について判断しなおす余地もあり、その中で
		積算根拠をより明確にしていきたい。
3	意見	コンサル業者はいつ決定するのか。
	回答	9月10日の予定である。
4	意見	コンサル業者が決定次第、部会でも検討を進めていただ
		きたい。また、より一層市民に分かりやすい説明に努めて
		いただきたい。

議題	「浜田郷土」	資料館の活動や資料状況について」
No.		内容
1	意見	浜田郷土資料館の入館者が少なくて驚いた。委託費約
		1,000 万円で年間 2,000 人程度であれば、市民は収蔵庫が
		あればいいのではと感じてしまうのではないか。他館の
		状況は、荒神谷博物館(出雲市)は委託費約 4,100 万円で
		年間 63,000 人、出雲弥生の森博物館(出雲市)は事業費
		4,700 万円で 30,000 人、風土記の丘資料館(松江市)は、
		委託費 6,000 万円で 15,000 人の利用がある。浜田郷土資
		料館も年間 5,000 人は目指したい。
		また、ふるさと郷育で学校利用を主眼に置いているが、今
		後は児童も少なくなり、学校利用も減っていくと考えら
		れる。学校利用だけではなく、浜田市民が郷土について知
		ってもらい、郷土に誇りをもってもらうようなコンセプ
		トも必要。また、サイトミュージアムでもないので、展示
		で勝負する必要もあり、いろいろな考えが必要となる。
	意見	この発言は、今後の部会等でも重要なテーマとなるもの
		である。
2	意見	小学校の授業において、世界こども美術館はミュージア
		ムスクールで年 1 回は必ず訪れる仕組みとなっている。
		そのような仕組みが浜田郷土資料館にも必要である。
3	意見	浜田郷土資料館は、近年年間 2,000 人程度で推移をして
		おり、先ほどの指摘は確かである。
		特別展を開催すると、入館者数が増えると思うが、現状の
		3名体制や展示室のスペースのこともあり、困難な状況に
		ある。

議題	「世界こど	も美術館創作活動館の活動や資料状況について」
No.		内容
1	意見	入館者の議論が先ほどからあるが、美術館の活動を聞く
		と希望が見える。メインターゲットがしっかりしている
		ことが強み。
		ワークショップに関しては、歴史系はどうしても内容が
		限られてしまうので、美術館のノウハウを取り入れると
		良い。歴史系は資料に関する知識の詰め込みのようにな
		ってしまうが、本来はその資料の楽しさなどを知っても
		らうことが重要であり、美術系と歴史系が複合すること
		は、とてもいいことだと思う。
2	意見	世界こども美術館建物のメンテナンスの面で、現状はど
		うか。
		また、他施設との連携という意味では、県へ施設誘致を依
		頼してみるのもいいのではないか。日本遺産になった神
		楽の博物館や物産館などが考えられようか。
3	意見	世界こども美術館においては、建物のメンテナンスが一
		番の問題となっている。具体的には、空調の故障や雨漏
		り、外壁の汚れなどが挙げられる。
		文化施設で大切と思うことは、建物自体(シンプルで長持
		ちするもの)・館の個性・子どもを育てること・学芸員な
		どの人、であると考えている。

全体	を通しての方	意見
No.		内容
1	意見	学校関係者として。浜田郷土資料館の学校利用について
		は、近隣学校は授業で行けるかもしれないが、遠い学校は
		行き帰りが大変なので難しい。あわせて授業日数も窮屈
		なので、出かけることが難しい現状にある。その点では、
		出前授業などは効果的である。
2	意見	小学校の利用では、3年生や6年生の授業での利用が想定
		できる。この際、「体験」というのがキーワードになると
		思う。体験コーナーなどがあってもよいと考えられ、部会
		において、話し合いたい。

3	意見	浜田郷土資料館へ遠方の岡見小学校が来ているのに驚い
		た。当時の先生が熱心であったことがうかがえる。学校の
		先生にヒアリングをすると、どのように利用してよいか
		わからないなど、気持ちの面で、ハードルが高いことを言
		われる。こうやったら使えるなどの手引きを作ることも
		有効と考えられる。また、先生たちの掘り起こしも必要で
		あるので、来浜した際にはヒアリングを実施したい。
		また、金沢 21 世紀美術館では、子どもを呼んで、その家
		族などをさらに呼び込む仕組みがある。このようなこと
		も考えていきたい。
4	意見	新しく建設する場所の地盤は大丈夫か。
		また、収蔵庫も新館に併設した方が効率が良いと思う。
	回答	地盤に関しては、大丈夫であると認識している。
		収蔵庫に関しては、予算の範囲内という前提はあるが、建
		設予定地には多少の余裕もあり、今後議論をしていただ
		きたい。
		また、世界こども美術館のメンテナンスについては、浜田
		市では今年度と来年度で公共施設の長寿命化計画を策定
		する予定であり、この中で世界こども美術館の維持管理
		についても、今回の整備費とは別に予算を考えていく。
		議論のあった入館者数については、昨年度の(仮称)浜田
		歴史資料館検討会において、1万人程度の見込みで示して
		いる。これらの資料については、またお渡しする。
5	意見	浜田郷土資料館の学校利用については、資料館の体制が
		もっとしっかりしていれば、増えていたと思う。学校利用
		の際には、2階の会議室に臨時的に民具を広げている関係
		で、学校側も遠慮されたこともあると考えられる。
6	意見	浜田高校教員時代に浜田郷土資料館を授業で使おうと思
		ったことがあったが、校外学習計画の作成などがあり、学
		校において、気軽に利用することは困難であると感じた。
7	意見	今回の議論によって、今後の検討課題が明らかになって
		きた。

第2回 歷史文化保存展示施設専門検討委員会

日時: 令和2年8月31日(月)

午前 10 時~11 時 30 分

場所:浜田公民館 1階 研修室

- 1 市長あいさつ
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
- (1) 事業費内訳について

資料 1

- (2) 浜田郷土資料館の活動や資料状況について 資料 2
- (3)世界こども美術館創作活動館の活動や資料状況について

資料 3

- 4 その他
- (1) 第3回 専門検討委員会の開催令和2年 月 日() 午後 時 分~ 時

「歴史文化保存展示施設」 事業費内訳

新展示施設延床面積 520㎡ 平屋建 (内 展示室420㎡ 機械室・倉庫100㎡)

美術館改修面積 333 m²

単位: 千円

	+ ** + *		位:千円 L A #E
	事業項目	積 算 根 拠	金額
	新築平屋建	歴史展示室を増築	
1	地盤調査	4箇所×20m×100千円=8,000千円	8,000
2	設計料	520㎡×50千円/㎡=26,000千円	26, 000
3	建設費	520㎡×530千円/㎡=275,600千円	275, 600
4	外構工事	一式 35,000千円	35, 000
	小計		344, 600
		A	345百万円
	美術館改修	展示室から収蔵庫改修等	
1	改修設計料	一式 6,000千円	6,000
2	改修工事	333㎡×250千円/㎡×割増1.2=99,900千円	99, 900
	小計		105, 900
		В	106百万円
		A+B	451百万円
	展示関係		
1	展示設計	一式 5,000千円	5, 000
		壁ケース 新設73m×2,500千円/m=182,500千円	182, 500
2	展示工事	吊り下げパネル 新設73m×300千円/m=21,900千円	21, 900
3	展示ケース	8台×3,000千円=24,000千円	24, 000
		レプリカ10,000千円+城ジオラマ10,000千円	20,000
4	展示ソフト	情報・映像ソフト5,000千円 その他ソフト関係5,000千円	10,000
5	展示備品	一式 20,000千円	20,000
6	一般備品	一式 7,000千円	7,000
7	引越関係	一式 6,000千円	6,000
8	事務関係費	一式 5,000千円	5, 000
	小計		301, 400
		C	302百万円
	合 計		751, 900
		A+B+C	753百万円

浜田市浜田郷土資料館について

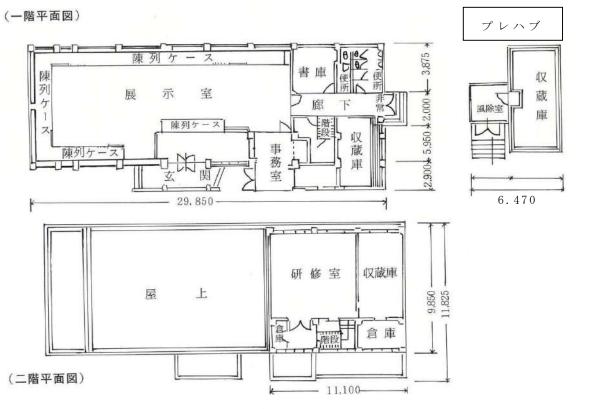
令和 2 年 8 月 24 日

1 設立経緯及び概要

- (1) 設立構想 昭和 58年
- (2) 開館 昭和59年7月
- (3) 建造物 鉄筋コンクリート一部2階建

延床面積 478 ㎡ 展示室 209 ㎡ 収蔵庫等 104 ㎡

位置	名称	面積㎡	位置	名称	面積㎡	位置	名称	面積㎡
1 階	玄 関	7	2 階	研修室	54	特別	前室	7
	展示室	209		収蔵庫1	27	収蔵庫	収蔵庫	27
	収蔵庫	24		収蔵庫2	9		小計	34
	会議室	15		倉庫 1	3	プレハ	プレハブ	10
	事務室	19		倉庫 2	2	ブ倉庫	小計	10
	給湯室	8		階段等	14			
	倉庫	9		小計	109			
	トイレ等	34						
	小計	325				合計 (延床)	478



- (4) 運 営 指定管理者 浜田市文化協会
- (5) 資 金 指定管理料(令和元年度決算額 9,121,816 円)
- (6) 職 員 3名 館長(1) 主任事務員(1) 事務員(1)

2 方針

- (1) 郷土の歴史、民俗、考古等に関する資料を通して、市民の文化向上に資するため。
- (2) 資料の収集、保存及び展示に関する事業
- (3) 資料の調査、研究及び教育普及活動に関する事業

3 来館者と学校利用状況

年度	入館者数	学校利用数		備考	
27	9 469	9.5.4	国府小	雲雀丘小	原井小
21	2,463	254	松原小	三階小	第一中学校
28	1,523	147	石見小	国府小	岡見小
20	1,020	147	雲雀丘小		
29	9 419	194	石見小	国府小	雲雀丘小
29	2,413	194	周布小	浜田高校	
30	2,102	275	石見小	国府小	雲雀丘小
3.0	2,102	210	原井小	長浜小	浜田高校
1	1 894	122	石見小	国府小	浜田高校
1	1,824	122			

[※]学校利用では展示見学や社会科学習を実施

4 収蔵資料状況

(1) 収 蔵 資料 12,149 点 (令和元年度)

分	類	点数(点)	比率(%)	分	類	点数(点)	比率(%)
考	古	81	0.7	美	術	907	7.5
歴	史	1,707	14.1	写	真	1,158	9.5
古書		2,288	18.8	地	学	15	0.1
民	俗	5,993	49.3	合	計	12, 149	100

※別紙「浜田市浜田郷土資料館 主な収蔵資料一覧」参照

(2)年度別寄贈状況と年平均寄贈数

27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	1年度	年平均
363	126	170	247	117	204.6

(単位:点)

5 事業運営

浜田郷土資料館は、昭和59年の開館から平成8年に世界こども美術館が開館するまで、歴史、文化、美術、科学等に関わる事業を行ってきた。世界こども美術館開館後は、郷土の歴史や文化を中心に事業を実施している。

(1) 展示事業

近年の展示会では、常設展示を行いながら、寄贈披露展1回、 企画展3回の年4回の展示を基本的に行っている。

ア 常設展 平成 5 年度から縄文時代から明治時代までの通史展示を行い、浜田の歴史、文化を知ることができるように実施

イ 特別展 展示室全体を使用して企画を実施

ウ 企画展 平成 13 年度から「コーナー展」として展示室の一部 を使用し、速報展や小企画のテーマで実施

エ 寄贈披露展 平成 13 年度から市民からの寄贈資料を展示 ※別紙「浜田市浜田郷土資料館 展示会一覧」参照

展示会のテーマ別実施状況表(令和元年度)

分	考	歴	人	民	写	美	自	寄	ス	全	合
類	古	史	物	俗	真	術	然	贈	ポツ	般	計
口											
数	9	18	2	26	10	49	16	21	4	13	168
(回)											
比											
率	5.3	10.7	1.2	15.5	6.1	29.1	9.5	12.5	2.4	7.7	100
(%)											

(2) 資料の収集、保管事業

収集は、郷土に関わる資料を市民から年間約200点の寄贈を

受け、これを保管、管理している

また、年間200千円で資料の購入を行っている。

(3) 資料の調査、研究事業

展示事業の実施にあたって資料を調査し、資料説明等に反映している。

また、浜田の歴史、文化に関わる資料調査に協力しているほか、他の博物館等への資料貸出等を行い、調査、研究に協力している。

(4) 教育普及活動事業

ア広報業務

浜田郷土資料館ニュースや指定管理者である浜田市文化協会 の会報を活用しながら展示会や資料紹介を行っている。

イ浜田郷土資料館友の会業務

毎月、会員による研究発表や研修を行うほか、年 1 回は市民 を対象とする講演会を開催している。

ウ 学校利用として社会科学習「昔の生活用具に触れてみる、動かしてみる、音を聞いてみる」の実施

6 担当主分掌

職員3名によるシフト制であるため、連携、調整しながら業務を 行っている。

館 長 展示企画、展示設営、施設管理、文化協会調整や市 教委との連絡事務、寄贈資料事務 資料調査協力、 資料貸出業務、受付業務

主任事務員 予算組みと会計処理、契約関係事務、労務関係事務、 受付業務

事務員 諸文書管理、広報活動、寄贈資料整理、展示設営補助、受付業務

7 事業運営を通しての考え方

(1) 展示会では、年間 200 点以上の資料が寄贈されるため、寄贈披露展の実施が必要である。

- (2) 浜田の歴史、文化を知るための常設展示室と速報展や情報発信のための企画展示室が必要である。
- (3) 展示会の入館者は、大人が主体となってきたが、子どもたちの興味を引き出すためには、「昔の生活用具に触れてみる、動かしてみる、音を聞いてみる」のような体験型の展示を組み込むことが必要であり、そのための、見せ方等の手法が重要である。

また、子どもたちの生活エリア内にある浜田の歴史、文化との 関連や、今の生活との比較をはじめ、日本史や世界史、地学等の 授業との関連も必要である。

世界こども美術館の事業と連携を図り、個性ある事業を創出していく必要がある。

- (4) 浜田の歴史、文化を掘り起こしていくためには、学芸員だけではなく、浜田郷土資料館友の会のような市民参加の調査、研究組織を設ける必要がある。
- (5) 浜田郷土資料館の美術展示は、戦前の軸装や扁額、襖絵等の書画が主体となっており、世界こども美術館の展示と整理しておく必要がある。

浜田市浜田郷土資料館 主な収蔵資料一覧

作成:令和2年8月21日

分類	区分	資	料 名		
考古	古代	波子遺跡 縄文土器 石器	鰐石遺跡 弥生土器 石器 石剣		
		上条遺跡 銅鐸(レプリカ)	周布古墳 埴輪		
		森ヶ曽根古墳 須恵器 土師器	森ヶ曽根古墳 鉄製品類		
		下府廃寺跡 瓦 土器	銅造誕生釈迦仏立像		
		石見国分寺 瓦 土器	石見国分尼寺跡 瓦 土器		
		石見国分寺瓦窯跡 瓦			
	中世	古市遺跡 木製品	古市遺跡 井戸		
		古市遺跡 陶器 陶磁器	横路遺跡 陶器 陶磁器		
	近世	浜田城跡 瓦 鬼瓦			
	近代	浜田県庁 瓦	浜田二十一連隊 鬼瓦		
		石州瓦 各種	石見焼 各種		
歴史	絵図	元和年間石見国絵図	天保石見国絵図懸紙改切絵図		
		石見浜田藩領絵図	松平周防守家前期浜田城下町絵図		
		明和八年写浜田城下町絵図	松平周防守家後期浜田城下町絵図		
		松平周防守家後期浜田城下町絵図	石見国亀山城図		
		浜田城下周辺図	山陰道 浜田(城下町図)		
	甲冑類	松平康親公所用甲胄	松平康豊公所用甲冑		
		松平康豊公甲冑図録(レプリカ)	松平周防守甲冑図録(レプリカ)		
		岸静江籠手	小川家甲胄		
		岩田家甲胄	馬具 鐙 鞍		
	衣装	岩田家家紋入裃	岩田家 袴		
		岩田家陣羽織	松平右近将監家家紋羽織		
	古文書	大賀家文書	市内中世文書(写)		
		古田家改易関係古文書	岸家文書		
		岩田家文書	小川家文書		
		松平周防守家関係文書(浅野家)	松平武聡夫人書簡		
		俵家関係文書	桶屋笹原家文書		
		浜田藩札 各種	津和野藩札		
		芸州藩札	大福帳		
		鏡山旧錦絵	鏡山故郷錦		
		松田氏娘主敵打事	女敵打三巴		
		松平周防守家関係幟旗 流旗等	松平周防守家 葵大旗		
		松平右近将監家家紋重箱	往来箱		
		浜田藩富くじ興行所図	古銭 各種		
	近代	浜田県庁棟札	浜田地震 石碑拓本		
		島根県浜田町図	鉄道開通記念碑拓本		

分類	区分	資	料名		
		浜田町鳥瞰絵図パンフレット	浜田市鳥瞰図パンフレット		
		石見村議会資料	地券		
	海関係	客船帳	方角石拓本		
		引札	渡海禁止高札		
		浜田藩御用船旗	船箪笥 各種		
		北前船模型	任勢網漁船模型		
		沖合底曳漁船模型 古	川船模型		
		沖合底曳漁船模型 新	丸物運搬船模型		
		実習船模型	弁才船模型		
		伝馬船模型	船羅針盤 各種		
民俗		石見神楽衣装 各種	長浜人形 各種		
		石見神楽面 各種	長浜人形型 各種		
		長浜置物 各種	長浜置物型 各種		
		石州半紙	紙漉重宝記		
民具	衣装類	野良着一式	はまき		
		子守着一式	下駄		
		みの 各種	はかま		
		さんばち	とんび		
		すげかさ	ぼうし		
		ぞうり	裁縫用電気こて		
		わらじ	和洋裁小間物		
		つまご	炭火アイロン		
	髪結等	手かがみ	こて		
		びんだい	ひのし		
		かがみ	柄鏡 収納箱 柄鏡用脚 各種		
		くし 各種	手動バリカン		
		ねがけ	足踏式ミシン		
		かのこ	卓上ミシン		
		こうがい	パーマ用スタンド		
		かんざし	パーマネントこて		
	食関係	はんど	茶うす		
		徳利	しょうがおろし		
		つぼ	石臼		
		すり鉢	ぜん		
		片口	弁当箱		
		こね鉢	重箱		
		なべ	茶碗		
		羽釜	各種 皿 大皿 てしょう		

分類	区分	資料 名			
		茶釜	かさね鉢		
		胴壺	どんぶり		
		蒸籠	刺身ざら		
		土鍋	しゃくし		
		やかん	豆腐箱		
		コンロ	おしつ		
		飯かご	水筒		
		ざる	櫃 各種		
	生活	てしょく	薬箱		
		下げ行灯	やなぎ行李		
		置き行灯	つづら		
		燈心	柱時計		
		しょく台	置時計		
		提灯 各種	戸棚 各種		
		火鉢 各種	貯金箱		
		手あぶり	団扇 各種		
		火ばし	扇風機		
		こたつ	買物かご		
		鉄製蚊取機	洗濯板		
		ランプ	矢立		
		電池式ランプ	焙烙		
		哺乳瓶	たらい 各種		
		あんか	ねこごたつ		
		電気あんか	箱枕		
		湯たんぽ	カンテラ		
		舛 各種	斤量 各種		
		そろばん 各種大小	台ばかり		
	機器	ラジオ 各種	スライド幻燈機		
		白黒テレビ	8ミリ撮影機		
		カラーテレビ	8ミリ映写機		
		歯科用接写カメラ	電話機 各種		
		カメラ 各種	謄写版		
		フラッシュ	タイプライター		
		写真引伸機	手動パンライター		
		写真修正台	ワープロ		
		写真暗室用具	腕時計検定機		
		計算尺	手動ジューサー		
		タイガー計算機	電気ポット		

分類	区分	資	料 名
		ポケット型計算機	ソニー計算機
	玩具	刀	肉弾三勇士人形
		軍配	スーパーファミコン
		かるた	紙芝居
		藁人形	貯金箱
	嗜好	酒坏	きせる
		はいせん	根付
		煙草盆	印籠
		煙草入	きせる
	音楽等	蓄音機	レコードプレーヤー
		レコード 各種	
	生産	建築大工道具	手動式穴あけドリル
		墨壺	パイプレンジ
		屋根挟み	
		煉瓦型枠	菓子製造道具
		瓦製作用具 一式	菓子型 各種
	稲作	かな鍬	けた
		ふろ鍬	田下駄
		こえたご	八反ずり
		こえじゃく	田ぐるま
		天秤棒	泥あげ
		きごて	草刈り鎌
		まんのう	鋸鎌
		鋤	おいのこ
		馬鍬	千歯
		飛行機馬鍬	とおし
		おしきり	箕
		うしぐら	唐箕
		えぶり	たてぎね(臼用)
		田植えつな	まんごく
		かます	とのくち
		俵網機	とます
	畑作	手鍬	よころ
		ばち	くるり棒
		ふたまた	土ならし
		つちいれ	ほぼろ
		じょれん	れんじゃく
	山樵	なたがま	腰のこ

分類	区分	資 料 名			
		手なた	どうぎり		
		とびなた	こびき鋸 各種		
		おの	くちいれがね		
		まき割	かすがい		
		はつり	とびぐち		
		めくみ	つるはし		
		やすり	かくまわし		
		猪突槍	皮はぎ		
	漁労	めかりがま	3		
		いそおこし	かい		
		のりず	こうかいとう		
		びく	らしんぎ		
		はこめがわ	ろっぷんぎ		
		しゅうぎょとう	てかぎ		
		てもととう	にぎりすず		
		いかがた	潜水服		
		まちばり	さいでいき		
		ふか銛	底曳網模型		
		たも	定着網模型		
		こしき	集魚灯		
		せんこうばん	捕鯨銛		
		てぐす	灯火器具類		
		よま	汽笛		
		まくらばこ	計器類		
		浮きだま	蛸壺		
		いわ	あぐり		
		いかり	いけす		
	染織	綿くり機	おさ		
		糸車	縞帳		
		きはだ	たて縞		
		型染	格子縞		
		紙布	かすり		
		とんぼ	つづり織		
		数取り機	矢がすり		
		糸巻	腰きり		
		糸へき	ろう染		
		高織	さいでいき		
	養蚕	蚕座	羽毛くり		

分類	区分	資料	料 名
		蚕網	糸くり
		まぶし	糸枠
		まぶし止	まゆ羽毛取機
	畜産	牛のくつ	ぼたん
		面型	追綱
		牛鞍	馬鈴
	交通	駕篭	線路切断片
		人力車	合図灯
		人力車運賃表	信号機合図標識票
		馬車運賃表	車掌道具類
		客船運賃表	腕章 襟章 帽章
		蒸気船運賃一覧表	記念乗車券類
		通行手形	手書列車運行表
		大八車	行先札
		リヤカー	旅行鞄
	防火	木製消火ポンプ	消火用バケツ
		手押し消火ポンプ	陶器製防火砂弾
教育		教科書 参考書 各種	旧原井小学校鬼瓦
		学校手帳	旧松原小学校鬼瓦
		卒業証書	浜田中学校鬼瓦
		県女記念碑拓本	島根女学校鬼瓦
		浜田中学校棟札	女学校裁縫作品
戦争		軍隊棒給支給証票	浜田連隊記念杯
		ゲートル	浜田連隊記念徳利
		陸軍軍服 各種	連隊兵舎平面図
		軍用靴 各種	防空頭巾
		軍帽 各種	国民服
		階級章 肩章 部隊章	浜田二十一連隊 写真はがき 各種
		尉官礼服 一式 各種	戦時貯蓄債券
		水筒	防空ヘルメット
		飯盒	出征兵士幟旗
		軍隊內務全書等 手帳類各種	出征兵士日の丸寄書き
		浜田二十一連隊記念碑拓本	浜田二十一連隊関連納品価格表
		浜田二十一連隊写真はがき	浜田二十一連隊鬼瓦
美術	彫刻	木造北白川宮能久親王殿下立像	伝・石見国分寺仏頭
	銃刀類	長浜刀	サーベル 各種
		日本刀 刀 各種	槍 各種
		日本刀 脇差 各種	火縄銃 各種

分類 区分	資業	斗 名
書画	本居宣長 書	玄珠田櫻 美人図
	梅津玉洲 絵画	石心道心 観音
	田中頼璋 絵画	西田頼亭 山水秋景色
	田中頼璋一門 濵崎 和田 藤野	天香堂主人 山水
	田中頼璋一門 西田 島津 猪口	秀圃 山水
	岡田頼母 書	(作者不明) 龍
	豊国 (不明)	田中頼璋 山水
	国貞 (不明)	竹山彦 山水
	宇田荻邨 富士	田平玉華 富士
	月岡雪鼎 美人画	外史 山水
	露樵 蘭	小野竹喬 山水
	逸雲 双松太古石	小西福年 山水
	奥村厚一 山脈	松平武揚 書
	等番 (不明)	伊藤素軒 襖絵
	橋本明治 梅の精	伊藤素軒 板戸絵
	五老山人 松林仙館図	浜田県庁 板戸絵
	棟方志功 御鷹図	松平武修 書
	田能村竹田 竹田画賛高士玄談図	松平康定 書
	梶原緋佐子 袖の露	玉置敬窓 絵画
	西山完瑛 一本菊	浜田川河口付近の風景画
	木村廣吉 月	生田精書
	河合健二 平原	若槻礼次郎 書
	耳鳥斎 露払	誠斎 馬牧場
	内藤伸 六松軒残菊	田平玉華 (不明)
	浜崎頼象 櫻	道雲憲明 山水
	中林竹洞 竹石図	栄進 鯉
	久保田桃水 三社八幡図	渡辺崋山 柳陰楽水
	藤野頼樹 山水	耕進斎 藤如水 資身一竿
	狩野 信 吉野山ノ桜花景色	(作者不明) 人物一鶴
	内藤伸 湯泉郷	(作者不明) 鷹
	山田敬中 雪中山水	刻藻郷 富貴香遠図
写真	浜田の絵馬	浜田での蒸気機関車写真
	浜田の海	浜田川写真
	写真はがき 各種	浜田の町並み写真
	浜田の風俗写真	浜田の自然 風景写真
	浜田の田囃子写真	浜田市航空写真
偉人	島村抱月使用机	牛尾弘篤翁碑拓本
	島村抱月碑拓本	福沢翁碑拓本

分類	区分	資 *	資料名		
		抱月碑拓本	小篠東海墓拓本		
		島村抱月の碑拓本	俵国一 文化勲章 表彰関係		
		善太郎を偲ぶ碑拓本	俵孫一 勲章 表彰関係		
		松田察墓拓本	上迫忠夫資料		
		木口小平銅像碑文拓本	伊藤勝三資料		
		大達茂雄胸像碑文拓本	竹本正男資料		
		山崎紅山句碑拓本	畑岡正夫資料		
		お初碑拓本	福井誠資料		
		藤井宗雄墓拓本	松田岩男資料		
		八右衛門帷子	八右衛門燭台		
地学		石見畳ヶ浦 貝化石 鯨骨化石	黄長石霞石玄武岩 岩石		
		黄長石霞石玄武岩 地形模型	熱田 植物化石		

浜田市浜田郷土資料館 展示会一覧

作成:令和2年8月21日

	作成:令和2年8月21日 								
年度	展覧会名称	開催時期	入館者数	備考					
S59	浜田の文化財展	7月~7月	1,380						
1984	土器と瓦展	7月~3月	1,681						
	石見神楽展	12月~12月	1,473						
S60	浜田市美術展秀作回顧展(第1部)	4月~5月	583						
1985	浜田市美術展秀作回顧展(第2部)	5月~6月	413						
	伊達鳥類コレクション展	7月~9月	2,187						
	夏休み自然科学教室 昆虫展	7月~8月	1,427						
	浜田市美術展秀作回顧展(第4部)	11月~12月	415						
	浜田の絵馬展	1月 ~ 2月	604						
S61	最近の発掘から	4月~3月	1,017						
1986	浜田の「やきもの」展	8月~9月	761	特別展					
	浜田市美術展 審査員作品展	9月~10月	727						
	全島根図画展特選作品展	11月~1月	1,937						
	寄付資料展	2月~3月	1,603						
S62	最近の発掘から	4月~4月	174						
1987	浜田の歴史展	5月~3月	2,015						
	開館3周年記念3年間の展示記録展	7月~7月	262						
	夏休み自然科学教室	7月~8月	1,063	特別展					
	県立博物館所蔵の近代絵画展	10月~11月	1,663	島根県立博物館					
	全島根図画展特選作品展	11月~12月	1,196						
S63	民具展 第1回(衣食住)	4月~7月	1,154						
1988	88 山野草展	5月~5月	536						
	標本・模型展と夏休み教室	7月 ~ 8月	970						
	浜田の風景画展	9月~9月	877	特別展					
	民具展 第2回(生産 生業)	10月~1月	665						
	全島根図画特選作品展	11月~11月	1,214						
	民具展 第3回 (狩猟 漁労)	2月~3月	520						
H1	89 山野草展	4月~4月	667						
1989	移動展 平塚運一版画展	4月~5月	678	島根県立博物館					
	民具展 第1回(生産 生業)	5月~6月	216						
	標本・科学作品展	7月~8月	470						
	私たちに残されたもの一浜田の歴史展	9月~10月	1,067						
	全島根図画特選作品展	11月~11月	1,770						
	民具展 第2回(交通 運輸 交易)	12月~3月	154						
H2	90 山野草展	4月~4月	923						
1990	郷土石見の遺作展	6月 ~ 6月	420	特別展					
	夏休み科学作品展	7月~8月	690						
	浜田市50年 暮らしの歴史展	10月~10月	902	特別展					
	全島根図画特選作品展	11月~11月	937						

年度	展覧会名称	開催時期		入館者数	備考
H3	91 山野草展	5月~	5 月	495	
1991	移動展 橋本明治遺作展	6月~	6 月	3,654	島根県立博物館
	夏休み科学作品展	7月~	8月	604	
	全島根図画特選作品展	11月~1	.1 月	1,214	
	浜田市郷土資料館友の会 拓本展	1月~	2月	187	
	長浜人形展 寄贈披露展	3月~	3 月	747	
H4	92 山野草展	4月~	4 月	698	
1992	山崎修二寄贈作品披露展	5月~	6 月	800	
	夏休み科学作品展	7月~	8月	553	
	石見の焼きもの展	9月~1	.0 月	885	
	全島根図画特選作品展	11月~1	1月	1,114	
	民具展 暮らしの中の光と音	2月~	3 月	467	
	中国寧夏の子どもたちが描いた絵画展	3月~	3 月	158	
H5	清水光夢寄贈作品披露展	4月~	4 月	908	
1993	浜田の歴史展	5月~	3 月	1,030	常設展
	移動展 館蔵名品展	6月~	6 月	1,312	島根県立博物館
	古墳から寺院へ	5月~	5 月	526	企画展
	全島根図画特選作品展	12月~1	.2 月	1,079	
H6	浜田の画家展	4月~	4 月	915	
1994	浜田の歴史展	5月~	3 月	807	常設展
	城・町・港 浜田藩展	7月~	7 月	337	開館10周年特別展
	よみがえる弥生のまつり	7月~	8月	100	
	全島根図画特選作品展	12月~1	.2 月	807	
	浜田市郷土資料館友の会 拓本展	1月~	2 月	201	
H7	浜田の歴史展	4月~	3 月	1,115	常設展
1995	移動展 館蔵名品展	5月~	5 月	1,483	島根県立博物館
	伊藤素軒展	10月~1	.0 月	788	
	浜田市美術展 児童書写展	11月~1	.1 月	728	
	浜田市美術展 児童絵画展	11月~1	.1 月	582	
	全島根図画特選作品展	12月~1	.2 月	641	
Н8	浜田の歴史展	4月~	3 月	653	常設展
1996	清水光夢遺作展	5月~	5 月	535	
	藤長操コレクション	10月~1	.0 月	716	
	浜田市美術展 児童絵画展	11月~1	.1 月	368	
	浜田市美術展 児童書写展	11月~1	.1 月	540	
	全島根図画特選作品展	11月~1	.2 月	799	
	長浜人形展	12月~	3 月	684	
Н9	浜田の歴史展	4月~	3 月	1,059	常設展
1997	藤田威展	7月~	7 月	433	特別展
	石見とオリンピック展	10月~1	.0 月	723	特別展
H10	浜田の歴史展	4月~	3 月	1,123	常設展
1998	浜田の海 写真展	7月~	7 月	382	

年度	展覧会名称	開	催時	期	入館者数	備考
H11	浜田の歴史展	4 月	~	3 月	869	常設展
1999	港 浜田の歴史	7月	~	9 月	578	特別展
H12	浜田の歴史展	4 月	~	3 月	1,496	常設展
2000	浜田のくらし	7月	~	11 月	368	特別展
H13	寄贈された資料展	4 月	~	6 月	499	コーナー展
2001	浜田の銘刀展	12 月	~	12 月	375	コーナー展
	長浜人形展	1月	~	3 月	930	コーナー展
	海のお宝	7 月	~	8 月	622	特別展
	巡回展 しまねの原風景写真展	9月	~	9 月	405	島根県立博物館
H14	寄贈された資料展 市民寄贈披露展	4 月	~	6 月	466	コーナー展
2002	戦争と平和展 戦時下の浜田のまち	7月	~	8月	708	コーナー展
	藤長操コレクション丨	9月	~	12 月	825	コーナー展
	浜田の歴史展	12 月	~	12 月	16	常設展
	藤長操コレクションⅡ	12 月	~	3 月	438	コーナー展
H15	寄贈された資料展(市民、雲雀丘小)	4 月	~	6 月	553	コーナー展
2003	石見神楽面展	7月	~	8月	1,488	特別展
	海の環境とはまだ	9月	~	10 月	516	特別展
	旧浜田藩士・岩田家資料展	11 月	~	12 月	494	コーナー展
	資料館館蔵品展	1月	~	3 月	373	コーナー展
H16	寄贈された資料展(市民、原井小等)	4 月	~	6 月	509	コーナー展
2004	資料館開館20周年のあゆみ	7月	~	7 月	194	コーナー展
	長浜人形展 その型と人形	8月	~	9 月	470	企画展
	松平右近将督家とその家臣・岩田家寄託	10 日		11 月	75.0	資料館20周年特別展
	品披露展	10 月	\sim	II 月	152	貝科朗20同午行別展
	懐かしの館蔵品展、浜田市出身のオリン	12 ⊟		2 П	556	¬ + 🖽
	ピック選手ほか	12 月	\sim	3 月	330	コーナー展
H17	寄贈された資料 市民寄贈披露展	4 月	~	6 月	394	コーナー展
2005	浜田と作家たち 藤長コレクション展	7 月	~	8月	394	コーナー展
	資料館館蔵写真展 浜田の自然、町並	0 8		11 🛱	639	コーナー展
	み、風俗	9月	\sim	11 月	039	コーナー展
	近年の発掘調査より 周布古墳・石見国	12 月	~.	3 月	120	コーナー展
	分寺跡	12 月	\sim	3 月	439	/ 一 _
H18	市民寄贈披露展	4 月	~	6 月	494	コーナー展
2006	浜田藩最後の侍たち 小川家寄贈披露	7 月	~	9 月	650	企画展
2000	展		, ,	3 /3	039	上四次
	チベット探検家 能海寛展	9月	~	12 月	936	企画展
	郷土作家の館蔵絵画展	12 月	~	2 月	312	企画展
	とっとり・しまね発掘速報展	2 月	~	3 月	420	島根県教育委員会
H19	市民寄贈披露展	420 月	~	6 月	704	コーナー展
2007	孝子八郎左衛門と浜田藩	7 月	~	9 月	710	コーナー展
	館蔵美術刀剣展	10 月	~	12 月	702	コーナー展
	館蔵写真展 浜田城山の四季	1 月	~	3 月	451	コーナー展

年度	展覧会名称	開催	崔時:	期	入館者数	備考
H20	市民寄贈披露展	4月	~	6 月	499	コーナー展
2008	石見地方の焼物	7月	~	9 月	430	コーナー展
	巨匠との出会い	10 月	~	12 月	1,085	企画展
	館蔵写真回顧展	1月	~	3 月	1,056	企画展
H21	市民寄贈披露展	4月	~	5 月	500	コーナー展
2009	浜田最古の城下図と古田騒動	5月	~	6 月	273	コーナー展
	石見畳ヶ浦と長浜台地	7月	~	9 月	790	コーナー展
	浜田地域の中世城郭群	10 月	~	12 月	487	コーナー展
	弥生のムラ 道休畑遺跡	1月	~	3 月	276	コーナー展
H22	市民寄贈披露展	4月	~	6 月	479	コーナー展
2010	懐かしの教科書	7月	~	8 月	471	コーナー展
	藤長コレクション	9月	~	12 月	638	コーナー展
	大相撲浜田場所	1月	~	3 月	365	コーナー展
H23	市民寄贈披露展	4月	~	6 月	447	コーナー展
2011	浜田の偉人 旭編	7月	~	8 月	263	コーナー展
	昔浜田の絵図と地図	9月	~	12 月	902	コーナー展
	石見の掛軸と刀剣	1月	~	3 月	802	コーナー展
H24	寄贈披露展	4月	~	6 月	613	コーナー展
2012	浜田の大名甲冑	7月	~	8 月	269	コーナー展
	浜田の今昔写真展	8月	~	12 月	1,011	コーナー展
	昔の生活小物展	1月	~	3 月	565	コーナー展
H25	寄贈披露展	4月	~	6 月	503	コーナー展
2013	イルティッシュ号	7月	~	8 月	379	企画展
	永見武久の風景・風俗	9月	~	12 月	822	企画展
	絵馬と文化財案内	1月	~	3 月	412	コーナー展
H26	寄贈披露展	4月	~	6 月	411	コーナー展
2014	ジェンナー頌徳碑と医師・豊原勘一郎	7月	~	8月	415	コーナー展
	体操の神様の竹本正男の軌跡	9月	~	10 月	409	コーナー展
	館蔵逸品セレクション	11月	~	3 月	682	開館30周年記念展
H27	寄贈資料披露展	4月	~	6 月	411	コーナー展
2015	戦後70年が過ぎる今	7月	~	8月	1,083	企画展
	小さな書画と巌焼	9月	~	11 月	341	企画展
	続・藤長コレクション	11 月	~	3 月	628	コーナー展
H28	寄贈資料披露展	4月	~	7 月	426	コーナー展
2016	続・石見の焼物展	7月	~	9 月	326	企画展
	田中頼璋一門展	10 月	~	11 月	256	コーナー展
	職人さんが使っていた道具展	12 月	~	3 月	515	コーナー展
H29	寄贈資料披露展	4月	~	6 月	584	コーナー展
2017	山陰本線・石見のSL展	7月	~	8月	519	コーナー展
	神山晋・典之兄弟写真展	9月	~	12 月		コーナー展
	芸術への夢・熱き石見の文人たち	1月	~	3 月	473	コーナー展

年度	展覧会名称	開催時期	入館者数	備考
H30	寄贈資料披露展	4月~6月	402	コーナー展
2018	写真展 群青の海	7月~8月	395	コーナー展
	音のある暮らし展	9月~12月	656	コーナー展
	中川茂樹寄贈資料披露展	1月~3月	649	コーナー展
R1	寄贈資料披露展	4月~6月	472	コーナー展
2019	写真展 城山の四季再び他	7月~8月	392	開府400年コーナー展
	瓦からみる浜田城	9月~12月	505	開府400年企画展
	浜田城と城下町	1月~3月	455	開府400年企画展

浜田市世界こども美術館創作活動館について

令和2年8月21日

1 設立経緯及び概要

- (1)設立構想 平成8年
- (2)開館 平成8年11月(7月に財団法人教育文化振興事業団発足) 令和2年8月で23年8ヶ月経過
- (3) 建造物 鉄筋 5 階 展示室(5F4F 4 室 380 m²) 多目的ホール 創作室 等
- (4) 運 営 浜田市指定管理指名 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団
- (5)資 金 浜田市
- (6)職 員 8名 館長(嘱託) 総務(財団職員1 嘱託 2) 学芸(市職 1 財団職員 1 嘱託 2)

2 方 針

- (1)子ども育成(美的感性と創造力の伸長)
- (2) 市民への美術啓発及び作品収集 管理
- (3)美術を通した世代間交流及び国際交流

3 来館者の傾向

アンケート回収結果による比率

単位:%

	来館均	也域	来館年齢			全来館者比	現代美術展の		
年度	市内来館	市外来館	10 代	20 代	30 代	40 代	50 以上	子どもの来館	子ども観覧
27	60	40	46	8	19	13	15	52	84
28	58	42							65
29	62	38	*数(*数値は 22~28 の 7 年間の平均値					81
30	66	34						59	80
1	43	57					63	89	

4 収蔵作品状況

収蔵作品数 622点 子ども作品 6,538点(101ヵ国)

マチス エッシャー クレー ピカソ ミロ カンデンスキー シャガール 国芳 秋山孝 外)

浜田市関係作家…小林萬吾 佐藤一章 齋藤与里 橋本弘安 外)

浜田市出身作家…橋本明治 石本正 山﨑修二 宮本政俊 清水光夢 俵 典子 日野原克磨 大谷千恵 寺戸恒晴 佐々木信平 河 野通暢 野田恵美子 山本佐香恵

※別紙「浜田市世界こども美術館創作活動館 郷土関係等収蔵作品一覧」 参照

5 事業運営

- (1)経費 浜田市補助金(受託事業費 管理費 自主事業費) 民間助成補助金(自主事業運営費…中国電力 地域創造 自治総合 文化庁)
- (2)内容と方法
 - ・見ることと作ることを一体化した事業展開
 - ・参加型の事業実践を柱とした企画運営
 - ア 展 覧 会 ・現代美術(作家との交流及び地元材料からの作品挑戦等)
 - ・郷土美術の掘り起こしと紹介
 - ・子どもアンデパンダン展(開館記念展…世界と浜田の子ど も作品の紹介)
 - ※別紙「浜田市世界こども美術館創作活動館 展覧会一覧」 参照
 - イ 創作活動 ・土日祝日実施の自由参加型活動
 - ・市内小学校対象のミュージアムスクール(市外からの依頼 も受諾)
 - ・招聘作家によるワークショップ(現代美術展出品作家や海 外招聘指導者等)
 - ・出張ワークショップ(地元との交流)
 - ・成人向け講座

ウ イベント 美術館まつりや神楽公演等

- エ そ の 他 ・海外指導者招聘と交流活動
 - ・JICA 委嘱によるブータン王国美術教育支援事業
- (3) 招聘海外指導者一覧 (平成21年度から令和元年度)

フランス 11回 スロベニア ギリシャ クロアチア オランダ イタリア ベルギー ドイツ オーストリア 2回 イギリス アメリカ チェ

コ 台湾 メキシコ1回

6 担当主分掌(令和元年度)

総務(1 名) 施設設備管理、予算組みと会計処理、入札及び契約関係事務、 民間助成金に関わる諸事務、諸文書管理、臨時職員雇用関係取 り組み、館内会議、財団及び市教委との連絡事務、受付ショッ プ指導等、広報活動、学芸の補助、その他

※受付(3名)

接客案内、発券、ショップ関係(棚卸し等も含む)、学芸・総務の補助

学芸(4名) 企画展(1人1~2展主担当)、ブータン・フランス・ギリシャ 台湾招聘(2人で分担)、収蔵品及び収蔵庫管理、広報等出版関 係、補助金関係計画申請、祭り及びイベント企画運営、ミュー ジアムスクール・創作活動企画指導、職場体験受け入れ、出張 ワークショップ、多目的ホール・コレクション室・一階ギャラ リーの企画運営、その他

7 実施状況

事業別利用状況

単位:人

年度	入館者	観覧者	創作参加	土日祝創作	ゲスト WS	MS 総数	MS 市外
27	51,968	32,944	11,599	6,700	1,269	1,168	829
28	47,703	29,173	10,082	5,589	1,029	1,274	776
29	47,582	28,720	9,639	6,948	1,288	1,403	955
30	50,173	31,167	11,420	5,960	1,369	1,547	1,038
1	52,361	33,908	10,359	5,914	1,201	1,480	1,052

8 実践に対しての外的評価

- ・生活文化大賞(日本ファッション協会…H15 2003)
- JAFRA アワード総務大臣賞(地域創造…H18 2006)
- ・久留島武彦文化賞(青少年育成センター事業団…H25 2013)
- ・産業経済新聞による調査結果(こどもと大人が楽しむ美術館)全国第4位) ※**評価を得ての活動**
 - ・国際博物館会議アジア代表として発表(スペイン バルセロナ大会)
 - ・韓国教育造形会議発表(韓国 ソウル)

・スロベニアでの展覧会共同開催

8 事業運営を通しての考え方

- (1) 文化施設(展示等) における個性化の大切さ(展示作品による個性的施設以上に運営方法による個性化が大切)
- (2)事業展開は、子ども時代に感性の伸長を大切にしたい事から、子ども対象をベースとした参加型の事業展開に注目する価値がある。
- (3)子ども育成の展覧会・郷土文化の掘り起こしと紹介・海外との交流等の実施を進める中で、文化活動は人の力が支えと感じることから、優秀な人員の適数が必要となる。
- (4)年数が経過しての施設設備のメンテナンス経費を考えたとき、建造物等は本当にシンプルに、そして耐久性を第一に考えるべきである。美術館の場合、建物等自体も美術作品だと考えたい。耐久性の向上とシンプルな美しさを設計条件にしたい。

浜田市世界こども美術館創作活動館 郷土関係等収蔵作品一覧

作成:令和2年8月21日

作家名	作品名	作成: 令和2年8月21日 備考
	黄いらぼ	藤長コレクション
	赤富士	 藤長コレクション
	静物	藤長コレクション
 山口蓬春	瓜	藤長コレクション
橋本明治	波斯鉢に三宝柑	藤長コレクション
橋本明治	紅梅素描	藤長コレクション
麻田辨自	薔薇	藤長コレクション
石本正	舞妓	藤長コレクション
石本正	鶏頭	藤長コレクション
石本正	烏骨鶏素描	藤長コレクション
石本正	孔雀鳩	藤長コレクション
石本正	舞妓素描	藤長コレクション
向井久万	鉄仙	藤長コレクション
室井東志生	ボタン赤絵	藤長コレクション
室井東志生	舞妓	藤長コレクション
木村卓三	バラ	藤長コレクション
木村卓三	ボタン	藤長コレクション
野々内保太郎	鶴	藤長コレクション
安達不伝	子安観音	藤長コレクション
川村憲邦	ばら	藤長コレクション
内藤秀夫	早春	藤長コレクション
岡田守臣	百合	藤長コレクション
武者小路實篤	(不明)	藤長コレクション
露樵	蘭	藤長コレクション
逸雲	双松太古石	藤長コレクション
奥村厚一	山脈	藤長コレクション
五老山人	松林仙館図	藤長コレクション
棟方志功	御鷹図	藤長コレクション
田能村竹田	竹田画賛高士玄談図	藤長コレクション
梶原緋佐子	柚の露	藤長コレクション
西山完瑛	一本菊	藤長コレクション
木村廣吉	月	藤長コレクション
河合健二	平原	藤長コレクション
耳鳥斎	露払	藤長コレクション
浜崎頼象	櫻	藤長コレクション
不明	竹人秋ガケ	藤長コレクション
久保田桃水	三社八幡図	藤長コレクション
藤野頼樹	山水(冬)	藤長コレクション
狩野岑信	吉野山ノ桜花景色	藤長コレクション

作家名	作品名	備考
山田敬中	雪中山水	藤長コレクション
誠斎	馬牧場	藤長コレクション
田平玉華	不明	藤長コレクション
田平玉華	富士	藤長コレクション
道雲憲明	山水	藤長コレクション
栄進	鯉	藤長コレクション
渡辺崋山	柳陰楽水	藤長コレクション
不明	藤如水資身一竿	藤長コレクション
不明	人物鶴	藤長コレクション
不明	鷹	藤長コレクション
刻藻郷	富貴香遠図	藤長コレクション
中林竹洞	竹石図	藤長コレクション
玄珠田	美人図櫻	藤長コレクション
石心道心	観音	藤長コレクション
不明	山水秋景色	藤長コレクション
天香堂主人	山水	藤長コレクション
不明	山水	藤長コレクション
不明	龍	藤長コレクション
不明	山水	藤長コレクション
竹山彦	山水	藤長コレクション
外史	山水	藤長コレクション
小野竹喬	山水	藤長コレクション
小西福年	山水(秋)	藤長コレクション
不明	山水	藤長コレクション
荻野康児	花	藤長コレクション
荻野康児	浜田・松原の印象	藤長コレクション
豊国	不明	藤長コレクション
国貞	不明	藤長コレクション
月岡雪鼎	美人画	藤長コレクション
棟方志功	菩薩像	藤長コレクション
長谷川富三郎	大山・米子より	藤長コレクション
山本佐香恵	花	藤長コレクション
山本佐香恵	魚	藤長コレクション
山本佐香恵	不明	藤長コレクション
大久保実雄	ノートルダム寺院	藤長コレクション
大久保実雄	町並み(白扇旅館から)	藤長コレクション
中村秀之助	港の風景	藤長コレクション
中村秀之助	花	藤長コレクション
不明	港の風景	藤長コレクション
内藤伸	六松軒残菊	藤長コレクション
内藤伸	温泉郷	藤長コレクション
内藤伸	春野	藤長コレクション

作家名	作品名	備考
内藤伸	聖観音	藤長コレクション
内藤伸	兎	藤長コレクション
岩川義夫	バドミントン	藤長コレクション
米原雲海心	詩鏡	藤長コレクション
不明	海老	藤長コレクション
椋木英三	白磁刻花文大鉢	藤長コレクション
椋木英三	丸文角瓶	藤長コレクション
浜田庄司	柿釉市松角盛皿	藤長コレクション
岡姓	本金高蒔絵松竹梅本朱大平	藤長コレクション
岡姓	本末鯉高蒔絵大皿	藤長コレクション
岡姓	鶴松大皿	藤長コレクション
岡姓	盃蒔絵杯	藤長コレクション
博士鷲見順教	山邨秋風詩	藤長コレクション
桂園	不明	藤長コレクション
愛国(愛園)	松山閑雲石上苔	藤長コレクション
宇田荻邨	富士	藤長コレクション
等璠	不明	藤長コレクション
大谷千恵	コドクナオトシモノ	藤長コレクション
宗典玉	不明	藤長コレクション
橋本明治	舞	
橋本明治	演奏	
橋本明治	梳けずる女	
橋本明治	天平美人	
橋本明治	朝陽桜(試作)	
橋本明治	薔薇と立女	
橋本明治	朝日新聞連載小説『天皇の世紀』挿絵原画	
橋本明治	下絵一式	
橋本明治	スケッチブック5冊他	
	日本画講義録(4冊)	
石本正	冠鶴	
石本正	ぼっこう	
石本正	蟠竜湖のおとめ	
橋本弘安	夢のお話	
橋本弘安	休日	
橋本弘安	私の家族	
橋本弘安	明日の道	
橋本弘安	暮れる頃	
橋本弘安	天空	
橋本弘安	少年	
橋本弘安	夏の日の午後	
橋本弘安	日曜日の朝	
橋本弘安	夏休み	

作家名	作品名	備考
橋本弘安	春の唄	
橋本弘安	18才(十八才)	
橋本弘安	春日影	
橋本弘安	春の音	
橋本弘安	遠い花火	
橋本弘安	夏の日の出会い	
橋本弘安	緑の庭	
橋本弘安	子供	
神田羊児	猫	
神田羊児	漁婦	
神田羊児	残果	
神田羊児	朝の光の中で	
神田羊児	不明	
神田羊児	寺の門	
神田羊児	五月	
神田羊児	トマト	
神田羊児	ふたり	
神田羊児	チーコ	
神田羊児	群	
デヴィット・スミス	漱戸ヶ島	
ディビッド・スミス	浜田の港	
ディビッド・スミス	浜田の港習作	
ディビッド・スミス	娘の肖像	
斎藤与里	庭の桜	
斎藤与里	線香花火	
斎藤与里	裸婦	
佐藤一章	北木島の春	
佐藤一章	日御碕	
草光信成	裸婦習作	
佐々木信平	望郷	
佐々木信平	あめつち	
佐々木信平	何処へ	
佐々木信平	一家そろって	
佐々木信平	草刈りに行こう	
伊藤克	ビィオット	
宮本政俊	神楽舞	
宮本政俊	無題	
小林萬吾	無題	
寺戸恒晴	石見神楽蛇舞	
山﨑修二	崖と海	
山﨑修二	サンポールの朝	
山﨑修二	冬日	

作家名	作品名	
山﨑修二	池畔風景	
	オーヴェール夏の坂道	
山﨑修二	ヴェニスの真昼時	
 山﨑修二	アンスティテュウの泉	
山﨑修二	丘の街アッシジ	
山﨑修二	暖冬	
山﨑修二	漁村の夏	
山﨑修二	瀬戸ケ島の正月	
山﨑修二	黄色のエプロン	
山﨑修二	河畔新緑	
山﨑修二	佳日	
山﨑修二	竹迫の春	
山﨑修二	高佐の春	
山﨑修二	心覚院仏像	
山﨑修二	白い制服	
山﨑修二	浜田河畔	
山﨑修二	水彩画杉戸の晩秋	
山﨑修二	川沿の田舎町	
山﨑修二	濱田川新緑	
山崎修二	山陰の漁家	
山﨑修二	ピアノの前	
山﨑修二	夏椿	
山﨑修二	岩礁	
清水光夢	うねり	
清水光夢	岩礁	
清水光夢	瞬きの命	
清水光夢	怒涛	
清水光夢	月光の海	
清水光夢	永遠	
清水光夢	青い鶏冠を飾る黄金の鳥	
清水光夢	昇雲	
清水光夢	無限	
清水光夢	逆光の海	
野田エミ	祈り	
俵典子	エッフェル塔	
俵典子	無題	
千金貫事	雪の藁小屋	
靉嘔	Mr. Mrs. Rainbo	
河野通暢	シルクスクリーン版画作品一式	
天津恵	Peace&Birds	
天津恵	bright time	
天津恵	海と太陽の街.子ども讚歌	

作家名	作品名	備考
大谷千恵	夕日のオトシモノ	
宮地房江	波の華	
宮地房江	冬の山	
宮地房江	建てる	
宮地房江	大滝	
宮地房江	不明(作品5)	
宮地房江	不明(作品6)	
石井春	作品No404073	
石井春	作品No707034	
永見武久	写真一式	
後藤正治	写真一式	
日本芸術人形協会浜田支部	浜っ子まつりわらべ人形	

浜田市世界こども美術館創作活動館 収蔵作品一覧(郷土関係以外)

作成:令和2年8月21日

	11年72人	:令和2年8月21日
作家名	作品名	制作年
パブロ・ピカソ	ガリシア地方の娘	1895
パブロ・ピカソ	ドラ・マールの肖像	1939
パブロ・ピカソ	ヘアバンドのジャックリーヌ	1962
パウル・クレー	家族	1918
カンディンスキー	小さな世界・Ⅲ	1922
カンディンスキー	小さな世界・VII	1922
アンリ・マティス	サーカス	1947
アンリ・マティス	馬・曲馬師・道化	1947
ジョアン・ミロ	家族	1952
ジョアン・ミロ	クリオールの女(植民地の女)	1958
マルク・シャガール	冬	1961
マルク・シャガール	サーカス	1967
モーリス・エッシャー	昼と夜	1938
モーリス・エッシャー	凸面と凹面	1955
モーリス・エッシャー	物見の塔	1958
歌川国芳	かしら一ツにて武者三人	1839-42頃
歌川国芳	開運出世合躰七福神	1842-47頃
歌川国芳	みかけハこハゐがとんだいい人だ	1847-52頃
アーサー・ラッカム	不思議の国のアリス	1907
アーサー・ラッカム	ガリバー旅行記	1909
アーサー・ラッカム	絵の本	1913
アーサー・ラッカム	ウェークフィールドの牧師	1929
エドモンド・デュラック	ハンス・クリスチャン・アンデルセン童話集	1911
福田繁雄	ポスター作品一式	-
秋山孝	ポスター作品一式	-
渡邉紳二	刻印のための長いテーブル	1996-97
渡邉紳二	刻印のための円いテーブルⅢ	1996-97
渡邉紳二	《刻印のための長いテーブル》よりI	1997
渡邉紳二	《刻印のための長いテーブル》よりⅡ	1997
青木世一	創世記太古への扉	1991-93
青木世一	長靴を履いた猫PUSS	1989
青木世一	日常のメカニズムⅡ	1993
青木世一	ジャックとタイプライタ	1988
青木世一	ぬけがらパズル	2001
青木世一	セザンヌキットⅡリンゴ	1999
山下工美	折り紙	2005
1		

作家名	作品名	制作年
山下工美	扉	2005
山下工美	星座(少年)	2006
三島喜美代	パッケージ	1980-2000
深堀隆介	新羅	2004
荒木珠奈	はじまりはじまり	2006
岩野勝人	New Moon	2000
ヤン・テークン	夢	2006
加藤治男	ダンスデバランス	2004
牛島均	スロープマニア	2007
馬場哲晃	フレクトリックドラムス	2004-2010
大林一哉	商店街キューブ積み木	2010
富田菜摘	みのり	2011
富田菜摘	梨子	2008
富田菜摘	吉右衛門	2008
富田菜摘	ドンキー	2011
富田菜摘	ウメ	2018
富田菜摘	かりん	2010
富田菜摘	茂吉	2010
富田菜摘	ラードン	2018
富田菜摘	たま子	2018
富田菜摘	浜田学	2017
戸泉恵徳	母船	2005
中村正	キツネ(ウインターコスチューム)	2004
中村正	狼	2006
中村正	イヌ (風船売り)	2007
齋藤二葉	カンガルー	2005
木村崇人	木もれ陽ボックス	2008
土壁綾	POMY (タコ星人1)	2008
土壁綾	PAMON(タコ星人 2)	2008
土壁綾	UBOBON(トータムポール1)	2008
土壁綾	IBIBIN(トータムポール2)	2008
そがあやの	ユラギモ	2009
伏見再寧	suzukaze	2009
関野宏子	ニョロの海	2010
関野宏子	ニョロドミノ	2011
関野宏子	クミニョロ	2012
関野宏子	ニョロの楽器 (一式)	2017
関野宏子	にじニョロさん	2018
スガワラマコト	ドミノマン	2011

作家名	作品名	制作年
スガワラマコト	つながりっぽうたい	2012
石垣克子	そうさくコルク人	2012
近藤晃子	Perch	2012
203gow	編みダイオウイカ	2013
204gow	編み大たこ	2013
船原七紗	浜田マリン大橋	2017
船原七紗	「みかけハこハゐがとんだいい人だ」歌川国芳より	2018
チヒロボ	海が散歩にいったなら	2018
チヒロボ	ハマビーヌ	2018
チヒロボ	ドンチッチひめ	2018
ぱらぱらマンガ友の会	フリップブック作品一式	2003-2019
本濃研太	お面いっぱい	2017
武藤亜希子	海の庭 H+A+M+A+D+A	2018
木暮奈津子	太鼓をたたくアンコウ	2017
木暮奈津子	足のあるアジ	2017
木暮奈津子	歩くあなご	2017
木暮奈津子	足のあるノドグロ	2017
木暮奈津子	石見神楽タコちゃん	2017
木暮奈津子	浜田のタコたち(10体)	2017
遠藤良亮	犬のおまわりさん(イヌ・ネコ)	2017
遠藤良亮	やぎさんゆうびん(白ヤギ・黒ヤギ)	2017
山本麻璃絵	オロチアイムアタック	2019
山本麻璃絵	大蛇(仔)之図	2019
樋口一成	珠ゆら	2011
樋口一成	スパイラルタワー	2011
樋口一成	振れ木	2011
樋口一成	ふたり	2011
樋口一成	きのみ	2011
樋口一成	直方転	2011
樋口一成	れんきゅう	2011
樋口一成	弧ろ木	2011
樋口一成	まわり木	2011
樋口一成	木の音	2011
近藤安由美	ダイナソー・ホイッスル(一式)	2017
ミャゴレグノ	つなげて遊ぶ浜田の海	2019
藤田伸	浜田の森と海	2019
ピーター・マルコ	イカ	2016

浜田市世界こども美術館創作活動館 展覧会一覧

作成:令和2年8月21日

年度	展覧会名称	開 [,]	催時	期	入館者数	備考
H8	こどもたちのためのパウル・クレー展/世界児童画展	11 月	~	1月	6,429	
1996		2 月	~	3 月	2,586	
H9	橋本明治ってどんな人 展	4 月	~	5 月	4,668	
1997	島根県立博物館移動展 みずのいろいろ	6 月	~	6 月	1,710	
	オリックス・コレクション かたちの不思議展	7 月	~	8 月	4,502	
	浜田のたからもの展	9 月	~	10 月	4,034	
	開館-周年記念 浜田こどもアンデパンダン展	11 月	~	1月	4,389	
	ジャングルぐるぐる 松本秋則の音と光の世界	2 月	~	3 月	2,731	
H10	こどもの心 川端建生 展	4 月	~	6 月	4,060	
1998	描かれた花 ゴッホからモンドリアン展	7 月	~	8 月	7,425	
	スティールアート コネクション	8 月	~	9 月		外庭で開催
	デイビッド・スミスの風景画展	9 月	~	10 月	2,942	
	第2回 浜田こどもアンデパンダン展	11 月	~	1月	3,332	
	えほんの絵 世界の絵本原画展	1 月	~	3 月	3,287	
	アンニョンハセヨ 韓国展	3 月	~	4 月	757	
H11	ピカソの凸凹版画展	4 月	~	6 月	4,607	
1999	ミステリー美術館	7 月	~	8 月	6,954	
	石井春 展 ポルトガルの風	8 月	~	8月		3F多目的ホール開催
	鎧の時代 松平周防守家の成立と浜田展	9 月	~	10 月	3,127	
	第3回 浜田こどもアンデパンダン展	11 月	~	1月	3,704	
	ボンジュールフランス展	2 月	~	3 月	1,873	
H12	海獣図鑑	4 月	~	6 月	4,923	
2000	出会って生まれた日本の美術	7 月	~	9 月	5,091	
	アートでミート 5か国交流展	9 月	~	10 月	2,203	
	旅する椅子	9 月	~	10 月		外庭で開催
	第4回 浜田こどもアンデパンダン展	11 月	~	1月	3,078	
	浜田の洋画展	2 月	~	3 月	1,855	
H13	青木世一 きっと木っとキット展	4 月	~	6 月	2,778	
2001	平成13年度 島根県新収蔵品展	6 月	~	7 月	1,228	
	ダリの彫刻	7 月	~	9 月	4,120	
	ハローアメリカ展	9 月	~	10 月	1,602	
	第5回 浜田こどもアンデパンダン展	10 月	~	1月	3,017	
	展示室のひみつ展	2 月	~	4 月	2,316	
H14	マジカルカメラ写真展	4 月	~	7 月	3,157	
2002	ピカソの顔	7 月	~	9 月	5,479	
	第6回 浜田こどもアンデパンダン展	10 月	~	1月	3,610	
	オラ メキシコ展	2 月	~	4 月	2,326	
H15	ひかりのたからもの	4 月	~	7 月	2,688	
2003	トリック×トリック展	7 月	~	8月	8,710	

年度	展覧会名称	開	催時	期	入館者数	備考
H15	海のしらべ展	9 月	~	10 月	1,139	
2003	日本画の未来	10 月	~	12 月	2,017	
	第7回 浜田こどもアンデパンダン展	12 月	~	3 月	2,350	
	こども美術館 収蔵品展	3 月	~	4 月	854	
H16	写真をめぐる4の表現	4 月	~	7 月	2,457	
2004	浜田生まれの日本画家 橋本明治展	7 月	~	9 月	4,768	
	こども美術館 収蔵品展	9 月	~	10 月	783	
	第8回 浜田こどもアンデパンダン展	10 月	~	1月	3,187	
	ニーハオ 中国	2 月	~	4 月	1,501	
H17	謎なぞ美術展	4 月	~	6 月	3,501	
2005	えがかれたファッション 石見美術館収蔵品展	6 月	~	7 月	815	
	岡本太郎とピカソ展	7 月	~	9	5,469	
	こども美術館 収蔵品展	9 月	~	10 月	875	
	昭和の子どもたち 石井美千子 人形展	10 月	~	11 月	17,327	
	第9回 浜田こどもアンデパンダン展	11 月	~	1月	2,301	
	ハロハロフィリピン 子どものアートとくらし展	2 月	~	4 月	1,810	
H18	さわって楽しむ現代美術展	4 月	~	6 月	4,116	
2006	印象派のABC フランスの児童美術と印象派	6 月	~	7 月	906	
	印象派から広がる美術の世界	7 月	~	9 月	3,720	
	日本画のいろは こども美術館収蔵品展	9 月	~	9 月	678	
	世界のヒーロー アンパンマン展	10 月	~	11 月	11,949	
	第10回 浜田こどもアンデパンダン展	12 月	~	1月	2,093	
	カグラ!石見神楽の世界展	2 月	~	4 月	6,549	
H19	現代美術の遊園地	4 月	~	7 月	6,336	
2007	しりとり美術展	7 月	~	9 月	4,073	
	よりどりアートワールドこども美術館収蔵品展	9 月	~	9 月	712	
	ウルトラマンキッズワールド	10 月	~	11 月	9,573	
	第11回 浜田こどもアンデパンダン展	12 月	~	1月	1,941	
	カグラ!ワンダーランド展	2 月	~	4 月	4,340	
H20	どうぶつ・しょくぶつ・こどもたち -絵本作家4人展-	4 月	~	5 月	3,424	
2008	はまびーアートツアー こども美術館収蔵品展	5 月	~	6 月	1,222	
	現代美術の動物園	7月	~	9月	7,834	
	福田繁雄 展 びっくりおもしろポスター	10 月	~	11 月	2,295	
	ウルトラマンキッズワールド Happy winter	12 月	~	1月	5,600	
	第12回 浜田こどもアンデパンダン展	1月	~	2 月	1,293	
	カグラ!石見神楽の今・むかし	2 月	~	4 月	2,694	
H21	昭和の子どもたち 石井美千子 人形展	4 月	~	5 月	6,100	
2009	お散歩美術館 こども美術館収蔵品展	5 月	~	7 月	2,116	
	現代美術マジック	7 月	~	9 月	7,871	
	太田大八とえほんの仲間たち展	10 月			1,394	
	やなせたかしの世界展 みんなのヒーローアンパンマン	11 月	~	1月	6,851	

年度	展覧会名称	開	催時	期	入館者数	備考
H21	第13回 浜田こどもアンデパンダン展	1月	~	2 月	1,596	
2009	カグラ!石見神楽とアート展	2 月	~	4 月	3,499	
H22	遊べる彫刻展	4 月	~	5 月	1,939	
2010	浜田の美術	6 月	~	7 月	1,597	
	つないでアート	7 月	~	9 月	9,392	
	トリックアート展	10 月	~	11 月	26,349	
	いわむらかずおの絵本の世界展	11 月	~	1月	2,823	
	第14回 浜田こどもアンデパンダン展	1月	~	2 月	1,462	
	カグラ!石見神楽と浜田の伝統展	2 月	~	3 月	2,894	
	秋山孝 in 浜田2011 ポスターコレクション	3 月	~	3 月		コレクション室開催
H23	ウルトラマンキッズワールド2011	4 月	~	5 月	6,983	
2011	作家たちの浜田	5 月	~	7 月	2,242	
	体験型現代美術展 芸夢ゲーム展	7 月	~	9 月	9,466	
	万華鏡の世界展	10 月	~	11 月	2,843	
	木のおもちゃ展	11 月	~	1月	4,124	
	第15回 浜田こどもアンデパンダン展	1月	~	2 月	1,699	
	カグラ!石見神楽と浜田の伝統展	2 月	~	3 月	2,159	
H24	あきやまただし原画展	4 月	~	4 月	4,150	
2012	橋本明治・橋本弘安 ~親子二人展~	5 月	~	7 月	3,040	
	体験型現代美術展 夢現代∞美術	7 月	~	9 月	8,061	
	ドールハウス展 in浜田	10 月	~	11 月	11,240	
	おもしろ木のおもちゃ展 松島洋-&デザイナ-6人	12 月	~	1月	5,271	
	第16回 浜田こどもアンデパンダン展	1月	~	2 月	1,967	
	カグラ!石見神楽と浜田の伝統展	2 月	~	3 月	2,295	
H25	やなせたかしの世界展	4 月	~	5 月	7,128	
2013	はまだの美術	5 月	~	7 月	1,538	
	体験型現代美術 遊美展-あそびてん	7 月	~	9月	11,512	
	さかな展	10 月	~	11 月	2,759	
	からくりフェスティバル	11 月	~	1月	5,848	
	第17回 浜田こどもアンデパンダン展	1月	~	2 月	1,780	
	カグラ!石見神楽と浜田の伝統展	2 月	~	3 月	3,126	
H26	五味太郎作品展 絵本の時間	4 月	~	5 月	4,373	
2014	日本の中のはまだの美術	6 月	~	7 月	1,998	
	体験型現代美術展 変身アート	7 月	~	9月	9,436	
	木と音を楽しむ展覧会 森の演奏会	10 月	~	1月	6,175	
	第18回 浜田こどもアンデパンダン展	1月	~	2 月	1,905	
	石見神楽と浜田の伝統展	2 月	~	3 月	2,216	
H27	tupera tupera 絵本のおもちゃ箱展	4 月	~	5 月	8,789	
2015	浜田の日本画と洋画展	6 月	~	7 月	1,434	
	アートの秘密基地展	7 月	~	9 月	11,991	
	そっくり彫刻展	10 月	~	1月	5,273	

年度	展覧会名称	開催時期	入館者数	備考
H27	第19回 浜田こどもアンデパンダン展	1月~2月	1,748	
2015	カグラ!石見神楽と浜田の伝統展	2月~3月	2,604	
H28	ウルトラマンキッズワールド2016	4月~5月	6,184	
2016	佐々木信平とその仲間たち展	6月 ~ 7月	1,719	
	体験型現代美術 スペース・アート展	7月~9月	9,049	
	ダンボールの変身展	10月~1月	6,443	
	第20回 浜田こどもアンデパンダン展	1月 ~ 2月	1,615	
	開館20周年記念展	1月 ~ 2月		コレクション室開催
	石見神楽と浜田の伝統展	2月~3月	2,729	
H29	コロコロ、カタカタ 木のおもちゃ展	4月~5月	7,208	
2017	山崎修二と山崎に学んだ女流画家展	6月 ~ 7月	1,277	
	体験型現代美術 アートパレード展	7月 ~ 9月	9,981	
	新聞紙の変身展	10月~1月	5,866	
	第21回 浜田こどもアンデパンダン展	1月 ~ 3月	1,661	
H30	遊べる木のおもちゃ展	3月~5月	9,149	
2018	はまだの風景画展	6月 ~ 7月	1,053	
	現代美術のかくれんぼ展	7月~9月	11,606	
	廃材アート展	10月~1月	5,136	
	第22回 浜田こどもアンデパンダン展	1月 ~ 2月	1,756	
	動きゃ音を楽しむ 樋口一成 木のおもちゃ展	3月~3月	3,195	
H31	アートパズル展	4月~5月	8,415	
2019	橋本弘安 展 「本当の色」岩絵具の探求	6月~7月	945	
	クルクルパラパラ 動くアートの秘密展	7月 ~ 9月	13,071	
	あそぶ木のアート展	10月~1月	8,347	
	第23回 浜田こどもアンデパンダン展	1月 ~ 3月	2,014	
R1	つみき展	3月~5月	1,538	~4/10まで(感染症対応のため)
2020	浜田のチカラ展	6月~7月	681	

令和 2 年 9 月 29 日 市議会全員協議会資料 総 務 部 総 務 課

令和2年国勢調査に係る「かたり調査」の発生について

国勢調査をかたって、調査項目ではない取引金融機関名、預金額等を尋ねる「かたり調査」が発生しました。

- 1 発生場所、日時
 - 浜田市内
 - ・令和2年9月24日(木)午前9時頃

2 内容

- ・国勢調査の調査員と名乗る男が、被害者の世帯を訪問し、「調査票を回収 しに来たが書いてくれましたか」と尋ね、被害者が「まだ記入していない」 と回答すると、その男が「名前、家族構成、会社名、いつ家にいるか、普 段家にいるか、高齢者と同居しているか、給料は振込み・手渡しのどちら か、公共料金は振込みか、振込先の金融機関名、預金額、現金をいくらも っているか」を尋ね、被害者は回答した。
- ・被害者は、その男が調査票を配布した調査員と異なるため、不審に思い、 浜田市へ連絡した。
- ・被害者は、調査票は渡していない。

3 対応状況

- ・浜田警察署に本件を報告。
- 島根県統計調査課が報道発表。
- ・防災・防犯メール及び浜田市HPで市民向けに注意喚起。
- ・国勢調査員に事案の発生と国勢調査員証及び腕章の着用徹底を通知。

4 被疑者情報

- ・年齢 20~40歳くらいの男性
- ・身長 170cmくらい
- ・体形 やせ気味
- ・着衣 黒の上下作業服、帽子(キャップ)、マスク
- ・声色 若い感じの声、はきはきした話し方ではない

浜田市における新型コロナウイルスの感染症患者の発生について

1 患者 (9月24日までの発生分)

	1 例目	2 例目
年代	50 歳代	非公表
性別	男性	非公表
居住地	浜田市	浜田市
症状	9/19 のどの違和感 9/20~23 発熱(最高 38.4℃)、咳	9/20~9/24 発熱(37.3℃)、倦怠感
経過	9/20~21 千葉県に出張 9/23・保健所に相談(検査ができる 診療所を紹介) ・診療所を受診し、抗原検査キットにより陽性 ・感染症に対応した医療機関へ入院 ・診療所医師より確認検査の依頼があり、県保健環境科学研究所がPCR検査を実施し、陽性を確認。・午後10時 新型コロナウイルス陽性確認	9/24・午後2時 新型コロナウイルス陽性確認
その他		1 例目の同居者

2 1 例目及び 2 例目患者発生後の経過(9 月 27 日(日)15 時現在)

- (1) 行動調査、濃厚接触者の特定
 - ・発症2日前の行動調査及び濃厚接触者の特定は終了。
 - ・不特定多数の方が使用する施設等の長時間の利用や、不特定多数の方との接触はなし。
 - ・発症 14 日前の行動調査及び接触者調査を実施中。

(2) 検査状況

	検査数	結果
	(当日/累計)	
9月24日(木)	13名/13名	12 名陰性、1 名陽性(=2 例目)
9月25日(金)	40名/53名	すべて陰性
9月26日(土)	28名/81名	すべて陰性
9月27日(日)15時現在	0名/81名	累計80名の陰性を確認

・引き続き、接触者の健康調査を実施中。

- 3 浜田市の対応
 - (1) 浜田市新型コロナウイルス対策本部会議の実施
 - ・第20回会議 9月24日(木)01時15分~
 - ・第21回会議 9月24日(木)11時30分~
 - ・第22回会議 9月25日(金)10時00分~
 - ・第23回会議 9月28日(月)10時00分~
 - (2) 浜田市長による記者会見
 - 9月24日(木)13時30分~
 - ※ 島根県知事による記者会見 同日11時45分~
 - (3) 一般電話相談の時間延長(健康医療対策課)
 - ・9月24日(木)~ 平日17:15~20:00(~17:15までは通常)
 - ・保健師、栄養士等が2名体制にて対応
 - (4) 市内小中学校幼稚園の児童・生徒及び保護者への文書配付
 - ・9月25日(金)各学校、各園を通じて
 - ・学校での感染予防の取組及び臨時休業の考え方 人権への配慮に関する資料
 - (5) 接触者の検査結果の報告
 - ・9月28日(月)浜田市ホームページに検査数掲載

陳情審査結果等報告書

(令和2年9月定例会議審杳分)

				T						(令和2年9月定例会議審査分)
受付年月日	番号	件	名	陳情者	付託委員会	付託年月日	審査年月日	審査結果等	可の者 (賛成)	不採択の理由
R2. 8. 18	154	湯屋温泉の温泉 げを求める陳情(供給料金の引き下 について	浜田市金城町下来原1431 株式会社ケイ・エフ・ジー 代表取締役 戸津川 隆子	産業建設 委員会	R2. 9. 1	R2. 9. 11	賛成なし 不採択	なし	経営状況が安定している中での 減免は公平性に欠けるため。
R2. 8. 19	155	1し、安心して暮	の交通の便を確保 らせる地域づくり 求める陳情につい	会長 中村 善美	総務文教 委員会	R2. 9. 1	R2. 9. 9	養成全員 採択	全員	
R2. 8. 20	156	スキー事故の進を求める陳情にな		浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教 委員会	R2. 9. 1	R2. 9. 9	賛成全員 採択	全員	
R2. 8. 20	157	指定管理者選定 開に関して矛盾 る回答を求める『	委員会の委員の公 する取扱いに対す 谏情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教 委員会	R2. 9. 1	R2. 9. 9	賛成多数 採択	芦谷、三浦、西川、 上野、永見、西田	
R2. 8. 20	160	指定管理者の指 の申し込み禁止 陳情について	定取消し及び次回 ・辞退等を勧める	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設 委員会	R2. 9. 1	R2. 9. 11	賛成多数 採択	飛野、道下、 川上、笹田	
R2. 8. 20	161	過去の陳情と同 扱いの改善を求と		浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営 委員会	R2. 9. 1	R2. 9. 4	賛成少数 不採択	川上、道下、澁谷	規定に沿って付託、審査しており、門前払いとしていないため。なお、陳情提出時には陳情者からの意向を確認することとし、今後は対応を行う。
R2. 8. 20	162	浜田市議会陳情 を求める陳情に [・]		浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営 委員会	R2. 9. 1	R2. 9. 4	賛成多数 採択	川上、三浦、沖田、 道下、澁谷、柳楽	
R2. 8. 20	163	浜田市議会基本 議員政治倫理条 求める陳情につい	条例と浜田市議会 例のすり合わせを ハて	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営 委員会	R2. 9. 1	R2. 9. 4	賛成多数 採択	川上、牛尾、芦谷、 飛野、三浦、沖田、 道下、澁谷、柳楽	

令和 2年 10月 月間工程表

作成日 令和2年8月28日 浜田市本庁舎全員協議会室等空調設備改修工事 主任監督員 I 事 名 監督員 空調 請 負 者 イワタニ島根 浜田事業部 設 現 場代理 人 岩田 浩司 備 10月 Ħ 項 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 H 種 H 木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土備考 曜日 委員会室、廊下 現場内養生 共通仮設 全員協議会室、執行部控室 現場内養生 現場内養材搬入 通 各検査・立会 機械室コア抜き 5階コア抜き 6階コア抜き 削孔工事 天井解体 廊下 天井下地・ボード貼り 天井解体 委員会室2,3 建築工事 全員協議会室 天井解体 執行部控室 配管保温 器具撤去 既設配管撤去 天井内配管 廊下 器具撤去 既設配管撤去 機器吊込み配管 配管保温 委員会室2,3 空 調 ドレン管切断 天井内配管 配管保温 委員会室1 使用不可 設 備 既設配管撤去 機器吊込み配管 全員協議会室 器具撤去 執行部控室 I 事 墨出し 6階 屋上 電気室配線・開閉器取付 B1~F6 墨出し 機械室,電気室 B1機械室~廊下配線 電源配管・配線 コア質通・アンカー打ち 器具撤去 電源配管・配線 廊下 電 気 天井墨出し 器具撤去 委員会室2.3 設 備 委員会室1 工 事 器具撤去 全員協議会室 執行部控室 電源配管・配線・開閉器盤取付 墨出し 6階 屋上 停電作業 備考

令和 2年 11月 月間工程表

作成日 令和2年8月28日 浜田市本庁舎全員協議会室等空調設備改修工事 主任監督員 監督員 T. 事 名 空調 請 負 者 イワタニ島根 浜田事業部 場 代 理 人 岩田 浩司 現 備 11月 項 П 種 目 備考 日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月 曜日 北侧廊下 現場内養生 委員会室、南側廊下 現場内養生 共通仮設 全員協議会室、執行部控室 現場内養生 通 機器立会 各検査・立会 削孔工事 天井下地・ボード貼り 廊下 天井下地・ボード貼り 委員会室2,3 建築工事 全員協議会室 天井下地・ボード貼り 執行部控室 北側廊下天井内ダクト配管・器具付け 器具付け 廊下 器具付け 委員会室2.3 空 調 委員会室1 設 備 器具付け 全員協議会室 配管保温 執行部控室 I 事 室外機搬入設置配管接続・配管気密試験 6階 屋上 B1~F6 機械室, 電気室 天井墨出し・ボード 開口 廊下 電 器具付・点灯試験 気 天井墨出し・ボード 開口 委員会室2,3 設 器具付・点灯試験 備 委員会室1 I 事 全員協議会室 執行部控室 屋上配管・配線・結線・試験 6階 屋上 備考